

京 都 府	
1・25 農事通信規則布達。 布達16号	10・1 西洋産樹苗頒布を布達。 布達276号、府庁文書 明11-6
1・— 与謝郡天橋立附近の白貝豊漁（剣身にして丹波方面まで連日販出される。 大阪日報 1・23	10・— 中郡産牛組合設立。 峰山郷土史
2・21 府、農牧学校自費生徒欠員のため15~20歳の者の入学生を募集。 府庁文書 明11-5	11・12 明8・3 尿尿運搬規則の第7条改正され、糞尿桶に蓋を設けることになる。 府庁文書 明11-6
2・22 府、大蔵卿にウィードら民費雇外人4名が月給に正金貨で支払いを固執すると報告。 府庁文書 明11-16	11・— 南桑田郡旭村・船井郡青戸村2カ村から新池（廻り池）築造を出願（明12・1・4 植村知事認可、民費4,000円をもって着手、同13・6・13一大養水留池完成。貯水量30万m³、貯水面積4町5反5歩、灌漑面積175町歩。旭・青戸は以前地租も大豆で納めるほど水利の便にめぐまれなかつたが、本池と西ヶ谷池によって稻作可能となる）。 廻り池沿革誌
2・— 上京区室町一条の叡麓社、牛疫予防法を印刷して牛馬飼養者に配付。 大阪日報 2・14	12・— 府、明9・2 乙第46号達を明10・5・8大蔵省・改正局の更正増加の達により改正し再達す ⁽³⁾ （年季中といえども素地の地価による収税をみる）。 府庁文書 明11-6
2・— 府、山林保護および入火取締等につき布達。 府山林誌	この年
3・— 舞鶴製糸場設立（旧田辺藩の士族授産。真名井純一の指導により50人繰座織器を設置。明17ごろ経営困難となりその後火災で消失）。 三丹蚕業郷土史	▷ 香取種畜場（後の下総御料牧場）、本府に洋種牡牛1頭貸与。 府誌 上、府農会報
3・— 上京第17区東長者町の瀧正人、1時間に20石余を汲みあげる水揚器を考案。 大阪日報 3・4	▷ 府、加佐郡由良村字石浦において鮭の人工孵化を実施（大いに効果をあげるが、4カ年で停止される）。 加佐郡誌
4・10 河川漁業願出方および採魚仕法を布達。 布達甲77号	▷ 府、由良川由良地先と神崎村地先に御用釣を設置して釣漁を実施。 同上
4・26 府、地租改正後に地目変換の節は地券面へ朱書してその都度届出ることを達す。 府庁文書 明11-4	▷ 牧畜場の成績（収入総計6,297円余、支出総計5,219円余。洋種牛牝牡（貸与牛とも）92頭、牛乳116石9斗8升余等）。 大阪日報 明12・1・12
4・— 綾喜郡の伊東熊夫等、茶業総代会を設立（綾喜郡茶業の施設・経営につき協議し、綾喜郡茶業組合設立の素地をつくる）。 府茶業史	▷ 北桑田郡弓削村の稻波益太郎、府勧業場より桑苗5千本を購入し荒地を開墾して刈桑仕立を指導（北桑田郡における刈桑仕立のはじめ）。 北桑田郡誌 近代篇
4・— 綾喜郡有智郷村に内里農事会結成（地主の自衛と小作人の保護を目的）。 山城綾喜郡誌	▷ 叡麓社々長村上作夫、「牛馬牧養訓」を著す。 大阪日報 10・8
4・— 下京第9区小学校、農業栽培試験地を校庭に設ける。 大阪日報 4・4	この年ごろ
5・— 何鹿郡蚕種製造組合解散。 何鹿郡誌	▷ 由良川上流の各村、川口釣漁は水害の原因となると苦情。 府庁文書 明28-83
6・3 新たに本年起返し鍼下年季明け地所の地価取調書を差出すべきことを布達。 布達番外20号	
6・19 農学区費生徒選挙概則を布達して毎区15~20歳の者1名を選出し農牧学校に入学させることを告諭。 ⁽¹⁾ 布達番外21号	(1) 告諭、「夫レ農ハ國家之大本、衣食ノ淵源、諸職業ノ父母ナリ、本邦此術ニ精シト雖未学ヲ講スル者少ナリ、是ヲ以テ當府先キニ丹波蒲生野ニ此校ヲ設立シ、米人「ウイード」ヲ雇入レ生徒ヲ教育致居候得共、衆人ノ内未此ノ學急務タルヲ知ラサル多ク、或ハ之ヲ輕視シ本ヲ捨テ末ニ趨り華奢はレ競フノ惡習アリ、今ヤ王政一新百廢爰ニ興リ庶債成熙ルノ時ニ際シ苟モ志ヲ経済ニ存シ國家ノ富有ヲ計ラント欲セハ此ノ學術ヲ忽ニス可ケン哉。依テ當般別冊区費生徒選挙概則ニ依リ一区毎ニ生徒一員ヲ選挙シ益此學ヲ盛大ニシ此術ヲ精究セント欲スルノ精神ニ付、各人宜シク此趣旨ヲ体認輔翼シ生徒差出スヘキ事。右郡中ヘ至急論達ニ及候也。京都府知事模村正直。追テ本文ノ儀ニ付不日検査官員出張候間不都合無之様萬事該員ヘ協議可致事」 農学区費生徒選挙概則（要旨）
8・16 与謝郡宮津町の漁民、過日の難破船の報を聞き、16日以来益踊りと称し凡そ200余名群集、説諭した宮津警察署員と衝突、府警本部から47名出動、亀岡で巨魁捕縛の注進により20名余現地に赴く（難破船の海岸吹寄せあれば分捕る等の醜体が重っていた）。 大阪日報 8・20、西京新聞 8・17	1 資格は15歳以上20歳以下、華士族平民ともに可。
9・28 府、社寺現境内および所有地の竹木等を伐採の節は売却代金を申告すべきことを達す。 ⁽²⁾ 府庁文書 明11-4	2 授業は4年制。

参 考	日 本
(1) 告諭、「夫レ農ハ國家之大本、衣食ノ淵源、諸職業ノ父母ナリ、本邦此術ニ精シト雖未学ヲ講スル者少ナリ、是ヲ以テ當府先キニ丹波蒲生野ニ此校ヲ設立シ、米人「ウイード」ヲ雇入レ生徒ヲ教育致居候得共、衆人ノ内未此ノ學急務タルヲ知ラサル多ク、或ハ之ヲ輕視シ本ヲ捨テ末ニ趨り華奢はレ競フノ惡習アリ、今ヤ王政一新百廢爰ニ興リ庶債成熙ルノ時ニ際シ苟モ志ヲ経済ニ存シ國家ノ富有ヲ計ラント欲セハ此ノ學術ヲ忽ニス可ケン哉。依テ當般別冊区費生徒選挙概則ニ依リ一区毎ニ生徒一員ヲ選挙シ益此學ヲ盛大ニシ此術ヲ精究セント欲スルノ精神ニ付、各人宜シク此趣旨ヲ体認輔翼シ生徒差出スヘキ事。右郡中ヘ至急論達ニ及候也。京都府知事模村正直。追テ本文ノ儀ニ付不日検査官員出張候間不都合無之様萬事該員ヘ協議可致事」 農学区費生徒選挙概則（要旨）	1・24 駒場農学校開業式。
1 資格は15歳以上20歳以下、華士族平民ともに可。	1・29 秋田県、腐米対策費の補助金8万5千円を求め、稻架を奨励。
2 授業は4年制。	1・— 勸農局、農事通信規則制定。
3 自己の都合での退校を認めない。不適格・疾病等で成業の見込みがないときは検査した上退校させる。	2・19 三田育種場、初めて種苗交換会を催す。
4 費用は区費をもって貸与、1カ年の費用は50~60円。	2・— 内務省、官林保護について達し、林草採取の許可・鑑札なく官林へ立入ることを禁止。
(2) 「各社寺現境内并所有地之竹木等伐採候節ハ、看主之者自儘ニ可遣拂筋ニ無之候条、向後ハ勿論近頃既ニ伐採候向ト雖モ其品壳却代金数及費用方詳細可届出事。右之通管内社寺へ無洩相達スル者也。」	3・14 内務省、明10・1の減租の布告は地租改正を終り地価の確定した土地に限ることを達す。
(3) リンゴ苗1,400本、ナシ苗130本、モモ苗103本、イチゴ苗1,000株、アカシヤ苗50本、英國種紫ブドウ1,050本、桑苗細柄43,500本、桑苗九紋竜11,500本等。 府庁文書 明11-6	3・14 部分木仕付条例公布（部分木の植栽を奨励）。
(4) 「第1条・地租改正後、民有山野ノ嶮岨巖石等ヲ整平シ或ハ池沼ノ類ヲ埋堆シ其素地ノ全体ヲ変換シテ宅地トナシ、非常ノ勞賃アルモノハ費力ノ浅深ヲ審査シ相当年季ヲ定メ、年季中素地ノ地価ニ拠リ収税シ、其他河海湖水等ヲ無代下与シノヲ埋堆シテ宅地トナスモノハ相当免税年季ヲ附与スヘキモノトス」。	3・— 産業30年計画に基づく一般殖産および士族授産制度設ける。
この年	5・1 起業公債発行条例制定（起債額1,250万円。うち300万円を内務省、のち農商務省から勧業のため貸付ける）。
▷ 富田甚平「東竹敷法」に成功し熊本県で最初の暗渠排水工事を行なう。	5・11 ジャバ稻を東京・神奈川等7県に試作させる。
▷ 農事講習所を岐阜県今泉村植物試験場内に設置（明13農学校と改称。明19廃止）。	5・— 蚕種印紙税廃止。
▷ 滋賀県丹生村に養魚場を設置し、アメマスの孵化事業を実施（明18西川真二郎に払下げる）。	5・— 碓氷社、群馬県に結成（座操り製糸の共同揚返し・共同荷造りを目的とする）。
この年	6・2 内務省に山林局設置。
▷ いわゆる3新法公布（郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則。從來の府県税・民費を地方税と称し、地方税の賦課徴収額は新設の府県会で決定する）。	7・22 いわゆる3新法公布（郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則。從來の府県税・民費を地方税と称し、地方税の賦課徴収額は新設の府県会で決定する）。
▷ 勸農局、イギリスからコムギ・カブ・マンゴート・パレイショ等の種子を購入。	7・— 勸農局、イギリスからコムギ・カブ・マンゴート・パレイショ等の種子を購入。
▷ 平田次七等6名、喜多方製糸会社設立。	9・3 平田次七等6名、喜多方製糸会社設立。
▷ 酒造税則改正（醸造税を從来の従量課税から従量課税に変更）。	9・— 酒造税則改正（醸造税を從来の従量課税から従量課税に変更）。
12・20 各府県に対し、地租改正を終了した土地の段別・筆数および所有者の人員概数等の調査報告を命じる。	12・— 地方税中の営業税及び雑種税につき種類と制限を定める。
この年	12・— 地方税中の営業税及び雑種税につき種類と制限を定める。
▷ 富田甚平「東竹敷法」に成功し熊本県で最初の暗渠排水工事を行なう。	この年
▷ 農事講習所を岐阜県今泉村植物試験場内に設置（明13農学校と改称。明19廃止）。	▷ 富田甚平「東竹敷法」に成功し熊本県で最初の暗渠排水工事を行なう。
▷ 滋賀県丹生村に養魚場を設置し、アメマスの孵化事業を実施（明18西川真二郎に払下げる）。	▷ 農事講習所を岐阜県今泉村植物試験場内に設置（明13農学校と改称。明19廃止）。

京 都 府	
1・一 府勧業課の山尾常太郎、若王寺三ノ滝の近くでサケの人工孵化に成功し3万2千個をかえす(11月山尾常太郎、宮津市石浦城島にサケの人工孵化場を設置し親魚250尾を処理)。	府茶業史と伊東熊夫が出席)。
府誌上、大阪日報 1・29 2・6 人民私有地等荒地の開墾を奨励。 ⁽¹⁾ 布達43号、府山林誌	11・一 与謝郡平田村・龜嶋村の捕鯨漁につき和談成立。 ⁽⁴⁾ この年 ▷ 府、京都市に茶葉取締所を設置(三木惣左衛門、美濃部忠兵衛らが取締りとなって粗製茶の排除と取引上の円満を期す)。府誌上、府茶業史 ▷ 宮津町に養蚕伝習所設立(養蚕教師に群馬県島村の田島弥平の門人某を招く)。
2・一 このころの舞鶴、「市街は田舎ゆえさほど繁華にもなし、海船問屋あり、中にも商行会社と云ふ者人気よし。石炭製造所、生糸製造所あり。士族連は金禄のお下渡で商法でもする者があるかと思へば一向その様な氣色なし」 大阪日報 2・19	府誌上、熊野郡誌 ▷ 熊野郡、夏蚕伝習所2カ所を開設し、三分村の西垣正左衛門、加治清次を教師とし各部落より1名ずつ出席させて清涼育を教授。熊野郡誌 ▷ 熊野郡三分村の西垣正左衛門、湊村函石の荒蕪地を開墾して桑苗の試植に努め、明21には面積21町歩、移住者9戸に達す。同上 ▷ 熊野郡、群馬県から桑樹市平十文字、滋賀県から細枝九文竜を導入(試植の結果好成績のためこの樹種による桑園改良すすむ)。同上 ▷ 熊野郡、岩滝の真名井純一、宮津の古沢涉らを招いてはじめて3名の座操製糸工女を養成。同上 ▷ 何鹿郡、京都市から浅田某女を招いて座操の伝習を行なう。三丹蚕業郷土史
3・7 府、地租改正以前の村々地所の字取調べを山城管内に布達(これより先、山城国村々田畠山林等の旧字取調べを宮内省から達す)。 府序文書 明12-3	▷ 舞鶴製糸場の生糸を海外に輸出。同上 ▷ 浅田豹作、「養蚕清涼摘要大意」同上 この年ごろ ▷ 加佐郡河守町において米穀の共同販売行なわれる(産業組合運動の先駆をなす)。
4・一 綾喜郡の狩野勝右衛門ら、上奈良農事会を組織(旧慣「十長役」などの地主小作人間相互の均勢を計る制度を継承したもの。明21南山農事会結成の基礎)。 ⁽²⁾ 府農会報、田辺町史	府産業組合史
4・一 府、牧畜場貸付牛規則制定。 明治文化と明石博高翁	
5・一 府農牧学校廃校 ⁽³⁾ (大農式農業教育の失敗と累年の歳出超過によるものと考えられ、廃校後は綾部の高田新兵衛に払下げられた。しかしこの建物・教材等一切の売却は、養蚕場・織殿等とともに、槇村知事の独断によるもので府会に相談なし)。	府誌上、丹波誌 7、府會議事録 明14
6・28 与謝郡平田村・蒲入村の入会漁業問題解決(從来平田村の網曳漁と蒲入村のシイラ漁の漬木打ちとが相交錯していたが、漬木打ちの確定絵図面と「蒲入村沖合漁業示談状」をもとに示談成立)。	府漁業の歴史
6・一 府、京撰農区に編入される。 今世農史	
6・一 府牧畜場、小牧仁兵衛ほか2人に払下げ。 府農会報	
8・20 府、勧業課中の良木栽培掛を植物掛と改称。 府序文書 明11-7	
9・15 第1回製茶共進会(横浜)において宇治茶が最高賞受賞(この共進会には、辻利右衛門	

参 考		目 本												
(1) 「第壱条、各村人民ノ私有若クハ共有ニ係ル地ニシテ、現状荒蕪ニ委シ所有主ニ於テ種樹ノ力ナキモノハ、人民相互ニ貸借致シ地味適當ノ品ヲ植押シ、畢竟其ノ利ノ幾分ヲ地主ニ與ヘ幾分ヲ仕付人ニ得ルノ方法ヲ以テ宜シク地力ヲ尽スヘキ事ヲ要ス。但地味ニヨリ畠ニ致シ又ハ隣地ノ景況ニテ森林ニ嫌アルカ如キハ桑茶楮等適宜ニ仕付ヘシ」		1・一 三田育種場神戸支園(のちの神戸オリーブ園)開設。												
(2) 地主・小作人間の問題の処理方法をみると、小作農保護のためには、凶作の年に小作農は小作料の減額をまず十長(部落の代表)に申入れ、十長はこれを総代(当時の村長)に伝え、総代は別に設置した委員を召集して減額率を決定、これを地主に伝える。地主は異議を唱えることはできず、また地主・小作間の直接交渉は一切禁止されていた。	田辺町史	4・一 勘農局下総牧羊場在勤の有志、東洋農会を組織し「東洋農会四季報告」を刊行。												
(3) 明治9~11年農牧学校経費歳入歳出表 各年12月末現在		7・28 内務省、甜菜糖機械をフランスより購入。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>歳 入</th> <th>歳 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明9</td> <td>生徒学資 3,975 計 3,975</td> <td>円 教師給料 480. 同宿料 24.565 計 504.565</td> </tr> <tr> <td>明10</td> <td>生徒学資 31,675 計 31,675</td> <td>教師給料 2,320. 舍長給料 21. 書籍費 150. 器械費 193.082 修繕費 1,488.558 雑費 227.452 計 4,400.092</td> </tr> <tr> <td>明11</td> <td>生徒学資 48,439 計 48,439</td> <td>教師給料 2,400. 諸給料 24. 書籍費 139.468 器械費 180.169 修繕費 174.722 雑費 385.382 計 3,303.741</td> </tr> </tbody> </table>	区分	歳 入	歳 出	明9	生徒学資 3,975 計 3,975	円 教師給料 480. 同宿料 24.565 計 504.565	明10	生徒学資 31,675 計 31,675	教師給料 2,320. 舍長給料 21. 書籍費 150. 器械費 193.082 修繕費 1,488.558 雑費 227.452 計 4,400.092	明11	生徒学資 48,439 計 48,439	教師給料 2,400. 諸給料 24. 書籍費 139.468 器械費 180.169 修繕費 174.722 雑費 385.382 計 3,303.741		7・一 北海道に官営製糖所建設費の支出決まる(内務省の所管事業となり、12月建設地を紋龍に決定)。
区分	歳 入	歳 出												
明9	生徒学資 3,975 計 3,975	円 教師給料 480. 同宿料 24.565 計 504.565												
明10	生徒学資 31,675 計 31,675	教師給料 2,320. 舍長給料 21. 書籍費 150. 器械費 193.082 修繕費 1,488.558 雑費 227.452 計 4,400.092												
明11	生徒学資 48,439 計 48,439	教師給料 2,400. 諸給料 24. 書籍費 139.468 器械費 180.169 修繕費 174.722 雑費 385.382 計 3,303.741												
(注) 明9、教師(J.A. ウィード)1人、生徒8人。同10、教師(同)1人、生徒28人(また5・30に、新潟県士族佐藤啓行を農牧学校舍長に任命し、食料として月3円支給)。同11、教師(同)1人、生徒50人。		7・一 勘農局長松方正義の発議により農書編集方針を制定。												
資料:「京都府における農業教育・試験研究機関の進展」農林業問題研究第13号所収。		9・15 第1回製茶共進会、横浜で開催(共進会の初め)。												
(4) 明5・10 平田村が伊根湾内捕鯨業の鑑札を申請して以来、両村の紛争となつたが、ここに和談 ^ア		10・14 茶事集談会を横浜町会所で開催。同時に生糸集談会も開催。												
ア成立したもので、「一、伊根湾外ニ於テ龜嶋村捕鯨之節、湾内捕鯨ト同様其壳代金四十分毫龜嶋村ヨリ分与ス。因テ平田村ハ伊根湾之内ヲ論セス向後捕鯨致ス間敷候事。一、平田村ニ於テ曾テ地方官ニ指出シタル捕鯨鑑札願書ハ速ニ却下ヲ乞フハ勿論、並ニ越石恵比子社境外ニ反歩ノ地ニ係ル願書ヲモ却下ヲ乞ヒ可申事」。		10・28 福島県安積郡対面原近傍原野の開墾のため、猪苗代湖疏水工事に着手。												
		11・1 第1回生糸・繭共進会、横浜で開催。												
		11・1 三田育種場の農具製作所竣工。												
		12・12 宮内卿徳大寺実則、大臣・参議に対して全国官有山林および官有地の一部を皇室財産に編入し、その収入を皇室歳費に充てしと提案。この年 ▷ 愛知県下各所の農民騒擾他8件勃発。 ▷ 勘農局、稻田耕作慣習法を調査。 ▷ 法律調査のためドイツに出張中の村田保、ベルリンの万国水産博覧会をみて、わが国水産業振興の必要を痛感。 ▷ 北海道で日本人製造のバター・粉乳、市場に出来始める。 ▷ 秋田県植物園付属試験田で稻品種337種を試作。 ▷ 広島県農事講習所設立(明15広島県農学校と改称、明19廃止)。												
		▷ 福島県郡山に開成山農学校設立(明19廃止)。 ▷ 福岡県メイ虫試験所18カ所を設置。 ▷ 明治用水工事着手(明13挙母より安城まで水路開さくする)。 ▷ 石油ランプ誘蛾灯使用開始。 ▷ 勘農局小笠原出張所、青海ガメの缶詰製造。												

京 都 府	
1・7 京都集産場、勧業場所轄商務所の付属となる。 西京新聞 1・7	から柳の種をもちかえり田畠に植付け行李製造を開始。 大阪日報 2・4、7・31
1・16 府、各郡役所へ種粒水撰法を奨励。 布達3号、西京新聞 1・28、29	8・20 北桑田郡・葛野郡の有志、知事に西高瀬川の改修流筏を請願(明1~3の開さくではな取引上不便のため)。府誌上、府山林誌
1・19 内務卿伊藤博文、淀川流域諸山の土砂防止のために立木伐採・採草・石材伐出・開墾等作業の取締りを本府に達す。1・28府、管内に取締りを移牒。府序文書 明13-3、明16-58	8・1 南桑田郡の寒天業者23名、広旺社を設立(釜数66)。寒天の歴史地理学研究
1・1 勸業場栽培掛の山嶋只助、勧農局からフランス種ブドウ苗数百株をとりよせ御苑地に栽培。 大阪日報 1・21	9・21 府、郷村社寺の除税対象地取調べにつき達す。 ⁽²⁾ 府序文書 明13-4
2・1 高木文平の創意により北桑田郡神吉の西岡尻池築造に着手(明15・5完成)。 北桑田郡誌 近代篇	12・9 府、丹波天田郡・丹後全部の税外地調査を開始。 ⁽³⁾ 府序文書 明13-4
2・1 生糸の値段の高騰により西陣織物商に休業者増加。 大阪日報 2・7	12・15 郡区役所にあて濫伐・野焼きを禁じ閑地の造林を奨励。布達47号、大阪日報 明14・1・8
4・16 府、米商会所の売買取引を停止。 京都日日 4・20	12・1 何鹿郡第5組志賀郷村の小作人120余名、小作宛米引下げを要求して騒擾。 ⁽⁴⁾ 大阪日報 明14・6・1
4・26 府、牛肉販売規制(明8・12)を改正(屠牛・販売とも所轄警察本分署の検査扱いとなる)。京都日日 5・2	12・1 民有山林の濫伐差止を厳達。 布達第47号
4・28 米搗業者の磨砂(珪石の粉末を投入して玄米を搗精すること)を禁止。 布達177号、大阪日報 5・12	この年 ▷ サケ孵化場、由良村上・石浦村下に移る。府誌上
4・1 府、勧業場植物掛、アメリカ産のゴム10種等を植栽(うち「ブリウコ」という樹は悪疫予防に有効といふ)。京都日日 4・10	▷ 府、浅田豹作を各地に派遣し製糸業講話。 府誌上
5・25 京都ほか市街地8カ所および山城・丹波・丹後山林原野の地租改正はすでに申告した地価により6・25までに差出すよう達す。 布達220号、京都日日 6・1	▷ 北桑田郡弓削村の稻波益太郎、府勧業課の良種桑苗2千本を購入し刈桑園設置。 三丹蚕業郷土史
5・1 山城8郡・丹波3郡の地租改正完了。 ⁽¹⁾ 地租改正紀要 上、本邦地租の沿革	▷ 旧宮津藩士族、福島県人管野五藤治夫妻を招き温暖育と奥州座操の伝習所開設。同上
5・1 播磨・淡路から宇治の茶摘女に雇われ出稼ぎに来る者400名余の多数に上る。 大阪日報 5・4	▷ 竹野郡島津村の足達祐左衛門、丸紡縮緬を発明。 ⁽⁵⁾ 竹野郡誌
6・19 府授産所掛、苧麻の栽培・製法を奨励。 京都日日 6・26	▷ 何鹿郡中上林村の福井勇雄、単座操をはるかにしのぐ足踏式多人数縫製糸を特許出願して「マノヤ製糸」を創始。中上林村誌
6・1 府童仙房の煙草1万株植付成功により更に追加送付の予定。 西京新聞 6・13	▷ 紀伊郡横大路村、数万本の西洋種ブドウを植栽。京都日日 2・7
6・1 府栽培試験場廃止。 京都経済史	▷ 南桑田郡篠村のタバコ栽培ピーク。 ⁽⁶⁾ 篠村史
7・12 府、人民所有山および茅野林場等火入の際は事前に所轄警察署・戸長役場に届出ることを重ねて達す。 府序文書 明13-3、府山林誌	▷ 竹野郡浜詰にイカ・フグの落網布設。 府漁業の歴史
7・13 淀川流域民有地の立木伐採は1反歩50本以内でも伐木願を差出すよう達す。 布達290号、府序文書 明13-3	この年ごろ ▷ 山城地方の代表的稻種、千本から播州にかかる。
7・1 福知山の岩田勝太郎ら、行李製造業を拡張して職工数10名を雇う(明10頃、但馬国豊岡	日本農業発達史 2

参 考	日 本
(1) 改正反別 町 反 畝 合 勾 133,811. 0. 4. 6. 6 地 價 金 円 錢 庫 20,546,289.75.9 地 租 金 616,388.70 なお改租反別の検査終了後、府庁において一筆毎に2割引をするという事件があった。後に発覚して大きな問題となつたが、今さら税を上げるわけにもいかず、山城丹波は公然の秘密として2割だけ安いこととなり、そのため以後一般的な地価の修正があつても山城丹波の分は減額せず、それによって他との平準を得たといふ。	2・28 地租改正事務局総裁、明18まで地価据置きについて太政官に上申。 3・8 開拓使、北海道紋鼈村に官営甜菜糖製造工場を起工。12月運転開始。
(2) 郷村社寺の名受あるものと人民持ちとの区別を明確にし、名受地は除税の対象とし、人民持ちの分は収税の対象とする。10・20までに各戸長に取まとめ提出すべしとされる。	3・1 勸農局播州ブドウ園設置。
(3) 税外地調査心得書、「第壹条、税外地種目左之通、道路・堤塘・河川・用水路・悪水路・井溝・養水溜池・塚地・墳墓地・官有地社寺之境内・官山・官林・官藪・官地。社寺境外上地未処分之田畠并荒蕪地之類右之外税外之地所ハ其地目ヲ記シ洩サス取調可差出事」。	4・8 区町村会法制定(第8条の規定により水利土功会の結成必要となる。その性格は村会・町会に準ずる町村連合会であり決議機関である)。
(4) この時は地主側から救助米25石の提供によりいたん解決。明14・2郡役所は直接小作人各自に預り地反別・収穫米・小作宛米等につき調査する。これを契機に小作人等は志賀郷村第2等の地主倉橋勘重郎宅へ押寄せる。5月になって小作人側に動搖がみられ騒擾は終息。	4・13 民有地を買上げて官有地とし、あるいは道路・堤塘・河川敷とする際の地租免除の権限を地方官に委任する。
(5) 従来の生糸縮緬にかわって紡績糸と生糸を半分ずつ紡ぐもので、以後郡内の縮緬業はさかんとなる。	5・20 明18まで地価据置きを布告(米価高騰の時期で地価修正は増徴を招くことになるのを避けるため)。
(6) 栽培量30,2000斤、耕作者221人、畠15町歩余、反当純収益17円で最も有利な作物とされる。その販路は東京・新潟にまでおよび篠村の山本煙草として名をはせるが、明31の煙草専売制実施、同35に煙草耕作指定地から除外されたことなどにより漸次消滅。	5・28 勸農局、府県に農事会・共進会の開催を奨奨(農事会は、農業者が農事全般にわたる各自の経験または意見を発表・交換するもの)。
	6・15 備荒儲蓄法公布(明8・7の窮民一時救助規則と明10・9の凶歳租税延納規則を合併したもの)。
	7・15 京都・大津間の鉄道開通。
	10・1 群馬県農民約3万、一揆をおこす(秋山騒動とよばれ、官有地入会の制限が逐次強化されてきたことに対する反抗)。
	11・5 歳計節約紙幣銷却元資增加地方公務改良布告(太政官布告48号)。府県庁舎建築修繕費等を地方費支弁とし、府県の土木費に対する下渡金廃止。明14から実施。地租付加税の制限率引上げ(地租の1/5から1/3)等を制定)。
	11・30 土地売買譲渡規則制定。
	12・1 製紙所連合会設立(わが国最初のカルテル。王子製紙・神戸製紙・有恒社・中ノ島製紙・梅津製紙などによる)。
	この年 ▷ 滋賀県に区農会、村農会を設置。 ▷ 那須開墾社設立。 ▷ 渋沢栄一ら、箱根仙石原の旧入会地を開墾して耕牧舎を設立(アメリカから輸入の種牝牛・和牛等を飼育。明38廃止)。
	▷ 沖縄県糖業改良のため勧業資本金6万9,800余円を貸与。 ▷ 勸農局、箱根芦の湖にサケ・マス稚魚を放流。
	▷ 平野武四郎、千葉県青堀村の地先小糸川口に簀をたてノリ養殖法に大革命をおこす。

京	都	府
1・14 府、山城・丹波に地租改正後の地目変換地所取調べを達す。 府庁文書 明14-13	12・一 与謝郡日出村、村内5カ所にイカ締網漁場を設置。のち平田・龜嶋両村と紛争。 ⁽³⁾ 府漁業の歴史	
1・19 府、明9以降5カ年間の山林原野地租改正成績を地租調帳に記録し2・28まで提出することを達す。 府庁文書 明14-13	この年 ▷ 明2車駕東幸の際の市中地租永代免除を取消され、さらに過去5カ年間の地租をすべて本年10・31までに上納させる。 朝野 8・30	
1・一 窮民授産場綾部出張所、紙漉を授産(男女76名)。 大阪日報 1・16	▷ 府、久世・宇治両郡の茶樹に害虫発生につき農務局に報告しその駆除法を求め、吏員を派遣して村民に駆除を強制(尺取虫の被害で3割減產)。 府勧業統計 明19、大阪日報 6・5	
3・4 養蚕場、下京区山王町の栗原作五郎に払下げ。 府史	▷ 最初の全国農談会(3月)に与謝郡明石村の倉橋六兵衛、岩滝村の小室守藏、加佐郡河守村の松尾五郎兵衛の3名を派遣。	
4・1 上奈良農事会、上奈良経済会となる ⁽¹⁾ 。 4・16 枯損木処分につき官林境界の目標となる立木は処分の対象外であることを達す。 布達乙3号、布令書 明14、府山林誌	明治前期勧農事蹟輯錄 ▷ 京都府の第一次地租改正すべて終了 ⁽⁴⁾ (反別は改正後総計122,845町7反余の増加、地租は課税率2.5/100の場合、224,227円余の減少となる)。 地租改正報告書、府農業発達史 ▷ 熊野郡の織田九左衛門、宮津から真名井広蔵および女工3名を招き自宅において座操製糸の伝習所を開き、10数名の工女を養成。 熊野郡誌 ▷ 第一茶商組合設立(茶業組合員中の有志12名の組織に成るもので、茶業組合と連係して製茶取引上の革新を試みる)。 府茶業史 ▷ 京都茶業は産額全国一であったが、この年以後輸出を中心とする静岡県が全国一になる。 府茶業史 ▷ 北桑田郡社倉規則制定(地価100円につき1升とする。明16廃止)。 北桑田郡誌 近代篇 ▷ 宮津に福島県人管野幸平を招いて温暖育の養蚕伝習所開設。 熊野郡誌 ▷ 福知山に士族授産のための製糸工場協同社創立(明16蒸気運転50人取の工場となる)。 三丹蚕業郷土史 ▷ 京都材木組合設立(京都の住吉講、大阪の永楽講を起源とする)。 府誌 上 ▷ この頃万葉青栽培流行、次第に投機化し、明15・11・25府は市民に正業に励むよう告諭。 大阪日報 明15・12・28	
6・15 旧藩士族らによる舞鶴製糸会社、この日改めて開業式。 大阪日報 6・21		
6・20 伊根龜嶋湾で長鯨2頭捕かく(代価1頭860円)。 大阪日報 6・26		
6・一 一兩年前洛東若王寺で鮭の卵をふ化し6万疋余淀川に放ったが、下流から上ってくる見込で近日府吏員出張。 大阪日報 6・21		
6・一 天田郡および丹後5郡(加佐・与謝・中・竹野・熊野)の地租改正完了。 地租改正紀要		
9・一 搾乳販売規則制定。搾乳・販売業者は畜養場の図面を添えて郡役所を経て府に願い出ること。毎年2回畜牛頭数・牛乳販売高を取調べ府衛生課に届け出ること)。 布達甲163号		
11・5 農務局員杉田晋義、宇治郡池尻・笠取その他近村へ出張し茶樹栽培・製茶法を調査。 農務顛末 2		

参	考	日	本																																																		
(1) 上奈良経済会申合書「一、近年農方作物下直にて銘々困窮に陥り候傾有之候間、経済会なるものを組立て諸事僕約申合せ左の通り取極め候條会員の銘々固く可相守候事。一、月待、日待、庚申待、伊勢講始め神佛に相掛る諸講事は總て神酒或は農成物又は茶の子等一品にて可済候事。一、男女とも常に絹張の蝙蝠傘又は縮緬等の帯、首巻等は一切止る事。一、男子の風俗近来土百姓たる者の風儀を失ひ、仮初にも絹物を着用し絹張の蝙蝠傘を用ひ足袋はコハゼ付の白はき下駄は高價の物を用ゆる等總て當世流行物を望む等市民商人の風俗を見習ふ、是れ土百姓たるもの風俗にあらず依て前條の廉々能々氣を付け可成僕約を務むべく候事。一、右の條々一項にても違背候者は其都度違約料として蘿縄五束宛可差出候事。但し度々違約致し到底未見込なしと見たる者は会員たるを断り尚ほ一切断交の事。尚ほ右違約料の蘿は之を壳拂い此会の肥料資金に採込候事」		1・一 東京府下材木商太田徳九郎ほか数名、山林の保護・改良をはかるため山林学共会を深川に設立。「中外木材新報」を刊行。																																																			
(2) 議決事項、一郡共進会の開催を9月に行ない、繭および糸の審査を行なう。本年より一郡中の製糸はすべて器械引にし、与謝郡岩滝村の真名井純一発明の器械を使用し、同氏の伝習を受けた宮津の工女4名を雇れ郡中4カ所の製糸伝習所の教師とする。		2・一 東京府・京都府・大阪府・神奈川県郡部会規則公布。																																																			
(3) 5カ所のうち毘沙門漁場の網が平田・龜嶋両村湾内漁業の障害となり、明15・2宮津始審裁判所は日出村の敗訴とし、同年4月、大阪扣訴裁判所で再び日出村の敗訴。明16・5日出村は大審院に上告したが訴状の法定期限を過ぎて延長のため上告不成立。		3・3 地価改正に際し検査員の鑑定に服しない場合は、3年間検見を行ない、その平均額によって地価を定める旨大蔵省布達。																																																			
(4) 第一次地租改正(明6~14)の結果一覧		3・11 内務省勧農局、3府37県の老農・篤志者を招集し農談会を浅草本願寺で開催。																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>耕地</th> <th>宅地</th> <th>山林原野</th> <th>計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>塩田</th> <th></th> <th>雜地等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧 反 別 (A)</td> <td>48,687</td> <td></td> <td>4,006</td> <td>52,694</td> </tr> <tr> <td>改正 反 別 (B)</td> <td>58,651</td> <td></td> <td>116,888</td> <td>175,539</td> </tr> <tr> <td>旧反別よりの増減 (B)-(A)</td> <td>(+) 9,964</td> <td>(+)</td> <td>112,881</td> <td>(+) 122,845</td> </tr> <tr> <td>旧 地 租 (A)</td> <td>975,953</td> <td></td> <td>8,968</td> <td>984,921</td> </tr> <tr> <td>税率100分の3地租 (B)</td> <td>893,935</td> <td></td> <td>18,898</td> <td>912,833</td> </tr> <tr> <td>税率100分の2.5地租 (C)</td> <td>744,946</td> <td></td> <td>15,748</td> <td>760,694</td> </tr> <tr> <td>旧地租よりの増減 (B)-(A)</td> <td>(+) 82,017</td> <td>(+)</td> <td>9,929</td> <td>(+) 72,088</td> </tr> <tr> <td>" (C)-(A)</td> <td>(+) 231,006</td> <td>(+)</td> <td>6,779</td> <td>(+) 224,227</td> </tr> </tbody> </table>		耕地	宅地	山林原野	計		塩田		雜地等		旧 反 別 (A)	48,687		4,006	52,694	改正 反 別 (B)	58,651		116,888	175,539	旧反別よりの増減 (B)-(A)	(+) 9,964	(+)	112,881	(+) 122,845	旧 地 租 (A)	975,953		8,968	984,921	税率100分の3地租 (B)	893,935		18,898	912,833	税率100分の2.5地租 (C)	744,946		15,748	760,694	旧地租よりの増減 (B)-(A)	(+) 82,017	(+)	9,929	(+) 72,088	" (C)-(A)	(+) 231,006	(+)	6,779	(+) 224,227		4・5 大日本農会創立(農談会・勧業諮詢会の間に品川弥二郎らの発議・あっ旋により、農事に関する民間中枢機関とする)。	
	耕地	宅地	山林原野	計																																																	
	塩田		雜地等																																																		
旧 反 別 (A)	48,687		4,006	52,694																																																	
改正 反 別 (B)	58,651		116,888	175,539																																																	
旧反別よりの増減 (B)-(A)	(+) 9,964	(+)	112,881	(+) 122,845																																																	
旧 地 租 (A)	975,953		8,968	984,921																																																	
税率100分の3地租 (B)	893,935		18,898	912,833																																																	
税率100分の2.5地租 (C)	744,946		15,748	760,694																																																	
旧地租よりの増減 (B)-(A)	(+) 82,017	(+)	9,929	(+) 72,088																																																	
" (C)-(A)	(+) 231,006	(+)	6,779	(+) 224,227																																																	
		4・7 農商務省創設(官房・書記・農務・商務・工務・山林・駅逓・博物・会計・農商工上等会議を設置)。																																																			
		5・25 地券証印税則改定を布告。																																																			
		6・4 地租改正事務局廃止。																																																			
		6・一 中野武昌ほか数名、林業協会を設立し『林学協会集誌』を発行。																																																			
		7・27 開拓使長官黒田清隆、北海道開拓使官有物払下げを申請(7・29 払下げ決定。世論の非難高まり、10・12認可取消)。																																																			
		7・一 『大日本農会報告』第1号刊行。																																																			
		9・一 右大臣岩倉具視、全国官林すべて皇室財産とし管理を内務省に委任する案を述べる。																																																			
		10・一 ケルネル、駒場農学校教師として来任。																																																			
		11・4 煙草税改正。																																																			
		11・一 北海道に勧農協会設立。																																																			
		12・17 大日本水産会創立。明15・3機関紙『大日本水産会報告』創刊。																																																			
		12・20 牧畜関係者18名、牧畜振興意見書を開会中の地方長官会議に提出。																																																			
		12・21 大蔵省、改租不服・官民有未定などのため改租未済の地がある場合はその事由を詳細報告するよう達す。																																																			
		この年 ▷ 三重県平木村の堀川佐三、足踏耕摺臼を考案。																																																			

京 都	都 府
2・7 農商務卿西郷従道、本府に官林払下げに際しては立木竹のほか下草・落葉等雑産物も含めることを達す。 府序文書 明19-43	▷ 与謝郡朝妻村泊部落、磯視漁業に窺水器を使用し好成果をあげる。 府漁業の歴史
2・8 太政官布達第3号をもって民有林のうち国土保安に關係ある箇所の伐木を禁止（3月民有保安林の取調べを布達）。 布達3、36号	▷ 葛野郡小野郷村の日下部大助・北桑田郡山国村の今木邦之助、大日本山林共進会で受賞。 府山林誌
2・15 大日本農会京都支会設立。 ⁽¹⁾ 大日本農会報告	▷ 紀伊郡竹田村の長谷川辰三郎、最初の株式組織による精米搗立所を東九条村に設置。 府議会歴代議員録
7・18 大日本農会京都支会、北垣知事に松樹虫害駆除を建議（当支会の実際の活動はこれだけ）。 同上	▷ 府、民・官林反別調査 ⁽²⁾ 。 府序文書 明16-58
8・1 府山林係、車道開さくにかかる官木代倅取調のため各部へ出張。 西京新聞 8・25	この年ごろ
9・6 淀川出張土木局、淀川流域草刈場は明文の有無にかかわらず草刈・採草を禁止。 府序文書 明16-58	▷ 船井郡園部町の高見略吉、北桑・何鹿・若狭国遠敷郡の山林を購入し造林に着手（明40ころに2,300町歩・見込2万9,900町を所有）。 府山林誌
9・1 勘業課編製の農事統計表は同課御用係丹羽圭助担当。 大阪日報 9・21	▷ 加佐郡吉原の漁民、生活に困窮。 ⁽³⁾ 府漁業の歴史
12・1 熊野郡久美浜に町内有力者参集の麗沢社創立（町内の溜池築造・橋梁修築などの事業を行ない、大正年間に親和会と改称）。 熊野郡誌	▷ 与謝郡府中村江尻部落、日々の漁獲物を出商いとし以後江尻の魚売りと称される。 ⁽⁴⁾ 同上
この年	
▷ 府、母牛給与・又貸しの手続きについての貸与牛規則を改正追加。 府勸業統計 明19	
▷ 府、紀伊・久世・宇治郡の茶園の尺トリ虫発生にたいし駆除法を厳しく施行。 同上	
▷ 全国農会集談会に相楽郡祝園村の庄田藤左衛門、下手村の辻平作出席。 府農業発達史	
▷ 米国の不正茶輸入禁止令にあたり、府も同業者の善処方法をうながす。 府茶業史	
▷ 熊野郡久美浜において吉沢谷藏を教師とする温暖育の養蚕伝習所開設。 熊野郡誌	
▷ 何鹿郡綾部町で手挽にかわって真名井座操の伝習始まる（真名井の門人小森せい女が伝習にあたる。その後梅原和助、岩崎嘉兵衛ら開業）。 三丹蚕業郷土史	
▷ 船井郡上和知村の岡本喜助、蒸気器械模倣の木製水車運転のケンネル式16人緯を発明。 同上	
▷ 何鹿郡中上林村の福井久兵衛・福井勇雄、木製水車運転のケンネル式器械16人緯を開始（同郡における器械製糸の初め）。 同上	
▷ 北桑田郡弓削村の稻波益太郎、稻波製糸場を開設（女性を京都市に派遣して座操を学ばせ、帰村後近在の婦女子に伝習させ、座操製糸を開始。原料繭は自家製を用いる。同郡における座操製糸工場の初め）。 北桑田郡誌 近代篇	

参 考	日 本
(1) 三宅織之ら4名発起によるもので、府勸業場を仮事務所とし北垣知事を幹事長として発足。当初、府の寄附300円を受けるなど多分に官治的農会の性格をもっていたが、明19・4には解散した。明16には府から150円を受く。	1・20 営業税・雜種税規則改正。
(2) 民林反別、山林90,926町、柴草山19,667町、藪1,551町、林760町、兀山213町、原野50町。官林反別、森林4,737町(263万本)、藪69町(48万本)。	1・21 大日本山林会創立（2月機関紙『大日本山林会報告』創刊）。
(3) 「明治廃藩ノ後二三ノ人士アリ、受ケテ之レ（魚問屋）ヲ継続セシモ勢ヒ此ノ如クナル能ハス頻繁粉擾響日ニ勝ルモノアリ。漁商者ノ転業倒産日夕相尋キ漁家ノ窮困窮迫日一日ヨリ甚シク所謂竹槍蒲旗將ニ暴力ニ訴ヘントスルニ至ル」	1・28 民有荒地処分規則中に年期明けに至り原状に復さぬものは低税年期を認めうることを規定。
(4) 従来は、漁獲物一切は宮津の魚納屋へせり売りされていたが、仲買・糸屋の不正がつづき仕切り代金が延びたりし、漁村の商品経済化の進展により出商いが生じた。また文政8(1825)年からこの年まで57年間に8回の大火に見舞われ、家屋・家財を消火して貧困に陥ったことも出商いに活路を見出そうとする一因といわれる。	1・31 土地分割取扱手続制定。
この年	1・— 農商務権大書記官若山儀一、その「制権秘策」において帝室財産につき詳述。
▷ 長崎・神戸に満州大豆粕少量輸入。	2・8 開拓使廃止。
▷ 津田出、千葉県市原郡の官有地払下げを受けて開墾開始（明20ころに大農式馬耕法による130町歩経営を行なう。明25失敗）。	2・9 種牛馬貸与規則公布（明22・1廃止）。
▷ 新潟県村上サケ育養所設置（三面川漁業統制）。	2・15 東京植物学会設立（昭7・1日本植物学会と改称）。
▷ この頃、静岡県加茂郡の高橋安兵衛、晚稻「身上起」から「身上早生」選出（明23「愛國J」）。	3・— 鳴門義民、全国農談会において短冊苗代を提唱。
8・— 横井時敬、『大日本農会報告14号』に塩水選発芽試験の結果を発表。	6・— 猪苗代湖疏水工事竣工（灌漑面積2,797町歩、士族授産事業の一つ）。
10・9 日本銀行開業免許（10・10開業）。	8・— 独人フェスカ来日、地質課と農学校に勤務。
11・— 西ヶ原樹木試験場に東京山林学校創設。	8・— 横井時敬、『大日本農会報告14号』に塩水選発芽試験の結果を発表。
12・— 軍備財源の一として酒類造石税率引上。	10・9 日本銀行開業免許（10・10開業）。
12・— 煙草税則改定。	11・— 西ヶ原樹木試験場に東京山林学校創設。
この年	12・— 軍備財源の一として酒類造石税率引上。
▷ 長崎・神戸に満州大豆粕少量輸入。	12・— 煙草税則改定。
▷ 津田出、千葉県市原郡の官有地払下げを受けて開墾開始（明20ころに大農式馬耕法による130町歩経営を行なう。明25失敗）。	この年
▷ 新潟県村上サケ育養所設置（三面川漁業統制）。	▷ 長崎・神戸に満州大豆粕少量輸入。
▷ この頃、静岡県加茂郡の高橋安兵衛、晚稻「身上起」から「身上早生」選出（明23「愛國J」）。	▷ 津田出、千葉県市原郡の官有地払下げを受けて開墾開始（明20ころに大農式馬耕法による130町歩経営を行なう。明25失敗）。

京 都 府
1・上 府勧業課農務掛の桂、鷹巣の両名、大日本水産博覧会委員に任命される。 西京新聞 1・10
1・17 農商務省係官、府下山林取調のため府山林係と打合。 西京新聞 1・18
1・22 府、北海道移住者が独立自活の力がないのに官の保護をあてに軽挙移住しないよう注意。 布達乙8号、西京新聞 1・30
1・25 久世郡富野荘の中川房次郎、地主および小作人60余名を会員とする富野農事奨励会を設立（毎年収穫期に会員中の老農5~10名を巡検人とし、収穫高と品質を品評しあう。明18は不況により会の運営停滞。明19肥料（干鰯）貸与法を設け、収穫量の劣る者には会長・幹事より叱責督励する）。 府農会報
2・1 府、「共有部分林養成心得」を発布（耕作不適の町村内所在官有原野に町村共有林を養成し、そのため部分木植付組合を設置するというものの）。 府山林誌
2・1 加佐郡長野口新・東吉原戸長新開赴から、東吉原町に共立魚会社を設置し魚問屋業務を開始 ⁽¹⁾ 。 府漁業の歴史
3・上 旧淀藩士田辺又太郎、南山城駿島新田開拓を請願中のところこの程府許可。 大阪日報 3・6
3・24 天田郡福知山の士族結社協同社、養蚕製糸業の拡張に1,800円の官貸を府に請い、農商務省許可（蒸気運転50人取の座操製糸工場となる）。 今世農史、三丹蚕業郷土史
3・1 府、山林火入規則制定（違背者は逃警罪の適用を受ける）。 府山林誌
4・24 農商務省御用掛船津伝次兵衛、熊野郡久美浜長明寺において農談会を開催（蚕種精選法・桑樹接木法等を講述。5・19まで滞京）。 京都滋賀新報 5・1
4・1 相楽郡木津・市阪・梅谷・鹿背4カ村、立会山取締規約を制定（維新後の製茶業の隆盛にともない薪炭の需要さかんとなり、立会山の濫伐はなはだしいため）。 同上
4・1 大日本山林会京都支会近日開会。 大阪日報 4・7
4・1 大日本山林会会員有吉三七、府下各郡農談会開設にあたり山林の利害得失を究明することを指示（「山林植伐火入規約」・「共有山柴草刈取並山林繁殖ヲ謀ル規約」を模範提示）。 府庁文書 明16-58
4・1 大日本農会京都支会、船津伝次兵衛の養蚕製糸法講演を農商務省に申請し許可。 今世農史

参 考	日 本
(1) 潤政時代以来の仲買や糸屋の中間搾取排除をはかったもの。魚の買寄せにはさきに有慶社があつたが資金難で倒産し、共立魚会社は明18有慶社を吸収合併。のち魚商組合との関係悪化して明23・12解散。 (2) 与謝郡はかつて16に農区を分け、農区毎に農務委員をおいて日々農談会を開いており、また旧士族が授産のために桑樹栽培・養蚕に従事する者多くあり、質問も多く盛會といふ。 (3) 「草綿蒔の時節なるもとかく雨天勝にて農家の困難甚し、これまた早春の雪と肥料の乏しきと近來の雨多きによる。大麦裸麦は萎縮病にかかり非常の不作、菜種豌豆などいづれも悪く、草木類も勢いあし」 (4) 「中郡三重村所属野山へ与謝郡上山田村下山田村弓木村之各村古来入込稼来ル處、昨十五年ヨリ情誼行違ヲ生ゼシカドモ今般情誼行違ノ廉全ク和融更ニ協議相整、前文与謝郡之三ヶ村ハ從前之慣行ニ據リ永世入込稼セ可申、然ル上ハ上山田下山田弓木之三ヶ村ヨリ義務米トシテ毎年玄米拾俵取纏メノ上三重村ヘ入米シ永ク双方相互ニ篤實懇到ヲ旨トシ無異議爲入稼申處信實也、據テ後年異議ヲ生ゼザル爲ヨリ立双方連署永ク保存スル所仍而如件。但シ本文從前ノ入稼場ハ三重村之東南二方ニシテ眞實慣行ノ区域ニ限ル尤東手野山奥田堺トス」	2・16 赤羽工作分局廃止。 2・1 札幌農学校、農商務省北海道事業管理局所管となる。 3・1 第1回水産博覧会を東京上野で開催（～6・8）。
4・1 農商務省に農書編纂掛をおく。 4・1 文部省、農学校通則制定。	4・1 農商務省に農書編纂掛をおく。
5・5 東京兜町米商会所、東京蠣殻町米商会所に合併、東京米商会所と改称（東京米穀取引所の前身）。	5・5 東京兜町米商会所、東京蠣殻町米商会所に合併、東京米穀取引所の前身。
5・13 群馬の農氏（自由党員指導）騒擾、富岡町の生産会社を襲撃。	5・13 群馬の農氏（自由党員指導）騒擾、富岡町の生産会社を襲撃。
5・21 官民有地編成に誤謬を発見し訂正する際の徵税区分に關し内規を制定。	5・21 官民有地編成に誤謬を発見し訂正する際の徵税区分に關し内規を制定。
5・1 東京麹町区山下町に農産陳列所をおく（明19廃止）。	5・1 東京麹町区山下町に農産陳列所をおく（明19廃止）。
5・1 大日本蚕糸協会設立。	5・1 大日本蚕糸協会設立。
6・1 山口県農事講習所創立（県立農業学校の前身）。	6・1 山口県農事講習所創立（県立農業学校の前身）。
8・3 太政官、官有地第二種官有地は人民に使用許可のものを除き区町村の協議費を賦課しない旨達す。	8・3 太政官、官有地第二種官有地は人民に使用許可のものを除き区町村の協議費を賦課しない旨達す。
8・25 大日本農会第1回農產品評会を三田育種場で開催。	8・25 大日本農会第1回農產品評会を三田育種場で開催。
8・1 福岡県早良郡入部村の林遠里、自宅に会社組織の勧農社をつくる（ここから派遣される教師は林の発案の寒水浸・土耕法・福岡県の慣行農法を教えるが、深耕可能な抱持立犁による馬耕法は各地に大きな影響を与える、馬耕教師といわれる）。	8・1 福岡県早良郡入部村の林遠里、自宅に会社組織の勧農社をつくる（ここから派遣される教師は林の発案の寒水浸・土耕法・福岡県の慣行農法を教えるが、深耕可能な抱持立犁による馬耕法は各地に大きな影響を与える、馬耕教師といわれる）。
9・21 三池炭鉱の囚人騒擾（大浦坑の囚人放火事件～9・23）。	9・21 三池炭鉱の囚人騒擾（大浦坑の囚人放火事件～9・23）。
9・24 東京の人力車夫、車界党を組織。	9・24 東京の人力車夫、車界党を組織。
9・1 東京廻米問屋仲間を組織。	9・1 東京廻米問屋仲間を組織。
10・1 大阪博物館にて綿・繭・生糸・紙・織物共進会開設。	10・1 大阪博物館にて綿・繭・生糸・紙・織物共進会開設。
10・1 三田農具製作所員星野与逸の設計によって、手回し小型スレッシャー（脱穀器）を試作・試験した（能率は千齒扱きに23%を増すが、価格高くワラの破損のため本格的生産に入らす）。	10・1 三田農具製作所員星野与逸の設計によって、手回し小型スレッシャー（脱穀器）を試作・試験した（能率は千齒扱きに23%を増すが、価格高くワラの破損のため本格的生産に入らす）。
11・26 大蔵卿松方正義、太政官に地租法制定の議を提出。	11・26 大蔵卿松方正義、太政官に地租法制定の議を提出。
12・28 農商務通信規則公布（農業の振興と農家経済は握のための農業統計がこれに基づいてつくられる）。	12・28 農商務通信規則公布（農業の振興と農家経済は握のための農業統計がこれに基づいてつくられる）。
この年	この年
▷ 民業非干涉説拾頭の地方の農学校・試験田、続々廃止。大日本農会も不振。	▷ 民業非干涉説拾頭の地方の農学校・試験田、続々廃止。大日本農会も不振。

京 都 府	
7・1 旱魃激しく京都市近在農家は毎夜番水・時水にあたる。壬生・西院両村では堀川から灌漑用水を引く。 京都滋賀新報 7・29、8・1	9・下 府、秋田県勧業課より浜梨を取り寄せる。 京都滋賀新報 9・28
8・8 旱ばつのために、洛西壬生・西院・中堂寺・西八条・朱雀・七条・八条・西七条・梅小路・唐橋等の諸村より堀川筋の川ざらえを府庁に出願。 大阪日報 8・10	9・1 府山林掛、相楽郡童仙房の官民未定林を検査しうち官林11カ所・80町余を指摘。 京都滋賀新報 9・27
8・8 農商務省達第9号士族の北海道移住を布告。 布達示251号	9・1 各郡開催の農談会中に山林会が開かれる運び。 京都滋賀新報 9・19
8・10 船井郡小山村・黒田村両村民、灌漑用水をめぐり紛擾。 京都滋賀新報 8・15	10・19 太政官布達第33号朝鮮沿岸における日本人漁民の犯罪取扱い規程を布達。 布達81号
8・11 葛野郡太秦村・東梅津村両村民、下嵯峨村西高瀬川筋字蜻蛉尻の用水をめぐり紛擾。 京都滋賀新報 8・15	10・1 御苑内地所押借しての野菜づくりは、16年限り見合すよう達す。 大阪日報 10・11
8・16 葛野郡中堂寺村と壬生村等9カ村、堀川浚えにつき紛議をかもしていたが、この日土木課の取扱いにより川浚えに着手。 京都滋賀新報 8・17	11・7 公立農学校実験用田園として一校に5町歩以内の官地無料使用を許可。 布達示334号
8・中 旱ばつのため葛野郡上嵯峨村観空寺谷新池の用水をめぐり池下の関係者、紛議。 ⁽⁵⁾ 京都滋賀新報 8・10	11・26 葛野郡花園林の水論、郡長の仲かいで和解。 大阪日報 11・29
8・中 船井郡長と北桑田郡連合村会議長河原林、府に船井郡天若村より北比賀江村まで約6里の新規航路開さくを申請。 京都滋賀新報 8・14	11・中 相楽郡木津村の篠原寿種、同村近傍木津川筋官有地を借用して水産養殖所の設立を企画。 京都絵入新聞 11・7
8・中 練喜郡美豆・際目・木津・川口・八幡諸村の分水をめぐる争い、ようやくおさまる。 京都滋賀新報 8・18	12・5 茶業組合準則に準拠し府茶業組合組織要項を布達。 布達甲111号
8・中 紀伊郡、郡内を4部に分け各部に年俸30円の農務委員を設置し農事統計を委任。 京都滋賀新報 8・19	12・5 南桑田郡篠9カ村地主議員、地主団体としての議員談合会を組織。 篠村史
8・29 乙訓郡井ノ内村・今里村、用水をめぐり争論。 京都滋賀新報 9・4	12・21 太政官達第44号公立農学校実験用地一校につき5町歩以内の地租および地方税免除を定める。 布達98号
8・1 東・西九条村と近傍の諸村、稻作および特産くわい作につき旱ばつに対処するため鴨川筋三条より私費をもって堀割用水設置を企画。 京都滋賀新報 9・1	12・1 北桑田郡上平屋村の平井甚兵衛、人力と風車による2種の水揚機を発明。 京都滋賀新報 12・14
8・1 明13淀士族田辺又太郎の開墾になる巨椋池のうち駿島官有地は淀藩旧士族を就業させたものであるが、その効果顕われてこの年上田反当たり3石の収穫の見込み。 京都滋賀新報 8・23	12・1 北桑田郡の有志者、北桑融通会社を設立(資本金10万円)。5万円は森林田地株・5万円は貨幣株。株主は専ら森林・田地保護の費に任ず、本社は周山。社員は下弓削村の牧磯次郎)。 京都滋賀新報 12・5
8・1 愛宕郡稻作旱損調べ。 ⁽⁶⁾ 同上	12・1 不況期の農家の歳末景況。 ⁽⁸⁾ 京都滋賀新報 12・27
8・1 京都市中金融逼迫。 ⁽⁷⁾ 京都滋賀新報 8・7、12・22	12・1 府下の水車搗米業323名。 大阪日報 12・9
9・上 愛宕・葛野両郡の旱ばつ被害大きく、逆に紀伊・乙訓・綾喜郡等城南地方は豊作の見込み。 京都滋賀新報 9・4	この年 春、糸縊縊不景気で中郡三重村地方は6月まで休機。8・15から再び中・与謝・竹野郡とも休機で金づまり。 三重郷土志
9・11 下京区16組の米商、精米に硅石を混入した罪により違警罪第1条第4項により科料75銭の処分。 京都滋賀新報 9・14	与謝郡養老村のエイト網、燃料高騰のため中絶。 府漁業の歴史

参 考		日 本																																														
(5) 明3初冬同村の井上・小松・真田・野路井等は勘空寺谷に新池を築造。その費用1,260余円は同水を用水とする池下の地主より年賦償却することとしたが、用水は池上の新田3町歩余のみの利便となり池下の田地には全く潤いがなく、年々夏季には大小の苦情があった。		▷ 農商務省、農具貸与内規制定(これまで無年期・無制限に貸与していた農具について貸与年限5カ年とする)。																																														
(6) (単位反、上京警察署調べ)		▷ この年から地租の滞納強制処分、土地の競売件数増加。																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>村 名</th> <th>田 反 別</th> <th>無難ノ部</th> <th>五分作ノ部</th> <th>皆無ノ部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下 鴨</td> <td>565</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>535</td> </tr> <tr> <td>松ヶ崎</td> <td>656</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td>修 学 院</td> <td>367</td> <td>96</td> <td>1</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>一 乘 寺</td> <td>617</td> <td>170</td> <td>190</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>田 中</td> <td>333</td> <td>22</td> <td>80</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>小 山</td> <td>284</td> <td>101</td> <td>58</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>上 加 茂</td> <td>1,120</td> <td>450</td> <td>550</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>高野河原</td> <td>119</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>		村 名	田 反 別	無難ノ部	五分作ノ部	皆無ノ部	下 鴨	565	30	0	535	松ヶ崎	656	200	100	336	修 学 院	367	96	1	270	一 乘 寺	617	170	190	257	田 中	333	22	80	231	小 山	284	101	58	125	上 加 茂	1,120	450	550	120	高野河原	119	0	0	119	▷ 北白川宮、群馬県吾妻郡に2,117町の浅間牧場を開設(明19から牛馬飼育を開始)。	
村 名	田 反 別	無難ノ部	五分作ノ部	皆無ノ部																																												
下 鴨	565	30	0	535																																												
松ヶ崎	656	200	100	336																																												
修 学 院	367	96	1	270																																												
一 乘 寺	617	170	190	257																																												
田 中	333	22	80	231																																												
小 山	284	101	58	125																																												
上 加 茂	1,120	450	550	120																																												
高野河原	119	0	0	119																																												
(7) 1月から7月まで下京区各組にて身代限処分を受けた者280件、8月から12月までは770件にのぼる。		▷ 旧金沢藩主、起業社を組織して北海道岩内郡前田村に集団移住。																																														
(8) 「近在の農に於ては本年非常の旱害を蒙むりしより、高持は小作人に泣付け徳米どころの沙汰でなく雨乞い入賃を出せし上、米価は漸次に下落すれば所謂踏だり蹴られたりの有様なるにぞ孰れも向ふ何ヶ年間の僕約と定めしゆえ新年の嘉例品さへまず當年は見合す向きも多しとか、況んや下等の百姓は飯米は値ておいて雑煮餅だに買入れねば搗けぬとの爲体に、和て加へて秋の季より汗を流して培養せし蘿蔔類も去年の半価、仮令ば終日一荷の蘿蔔を肩になして漸く売っても三拾銭に穢がたき程にて肥料も費用も棄た處が売歩く日の手間賃に當らぬ位の有様なり、こはこれ市中の各家にて茎漬の手に届かぬ不景気の影響なるべし」		▷ 練木喜三、蚕の微粒子病原を発見してビリュウシ病と名づける。																																														
		▷ 愛知県新木津用水改修事業始まる。																																														

京 都 府	参 考	日 本
<p>1・8 下京9組富永町の山本清助編輯の『農家便覧』内務卿より発売差止め。 京都滋賀新報 1・9</p> <p>1・中 乙訓郡石作・上鳥羽・久我等9カ村、明9以来石作村地内の柴草山反別108町5反6畝5歩をめぐって山論が続いていたが、このたび和解成り新旧地券交換を出願。京都滋賀新報 1・17</p> <p>1・一 府、山林掛事務取扱順序制定（官林等級の査定・伐竹木および土石掘取のこと等）。 府山林誌</p> <p>2・一 府茶業組合事務所開設（紀伊郡伏見下板橋）。 府茶業史</p> <p>2・一 相楽郡茶業組合創立。 相楽郡誌</p> <p>3・1 第13回京都博覽会開催。前年に引き続いて来観人等大幅に減少（～6・8）。</p> <p>京都博覽会沿革誌</p> <p>3・11 府茶業組合準則公布（布達甲16号）。粗製茶の防止を目的とし、すべての茶業者は組合を組織すべきこととされる。府茶業史</p> <p>3・一 府、山林巡視心得制定。 府誌 上</p> <p>4・14 府、茶業組合取締所規約制定。 府茶業史</p> <p>4・17 西高瀬川浮筏特別税賦課並税額制限を達す（材木筏・一乗に付金5円以内、竹筏・一乗に付金50銭以内）。布達甲23号</p> <p>4・22 船井郡豊田村の山下虎之助、農商務卿に製茶について建議。⁽¹⁾ 農務顛末 2</p> <p>5・一 福知山の農民騒擾。福知山海眼寺に農民数百名参集し、負債の年賦返却を債主に要求。府庁文書 明16-26</p> <p>7・7 淀川流域に係る諸山のうち砂害のない個所に限り諸作業差許し。布達甲60号</p> <p>7・12 山城水害。 府風水害記録史</p> <p>7・一 綴喜郡大庄村の進徳校・松井村の松井校・岩田村の岩田校、「三ヶ校共有金貸附制度」を定めて3カ村民へ金融開始。大庄村史</p> <p>8・一 北垣知事、農商務大臣に貴船外7カ所の官林植栽を建白。 府山林誌</p> <p>9・一 朝鮮政府、金玉均等を來府させ府勧業課に依頼して蚕業教師の派遣を乞う（府、加佐郡の松尾五郎兵衛に桑苗30万本を持たせて派遣したが、京城事変により失敗に帰す）。三丹蚕業郷土史</p> <p>11・7 久世郡宇治町の辻利兵衛、玉露茶の販売にのりだす。 府農会報</p> <p>11・22 共有山林保護例制定。⁽²⁾ 布達甲120号</p> <p>11・一 府、愛宕郡聖護院村に林業試験場を設置し各樹種の栽培試験を開始。 府山林誌</p> <p>この年 ▷ 府、貸与牛中きわめて健全な良種牝牛10頭</p> <p>のほかすべて売却する。さらに改良地区を定めてその区内に貸与しあつ飼牛者心得書を配付。 府勧業統計 明19</p> <p>▷ 府、紀伊郡以南山城地方茶園に害虫発生のため吏員を派遣して村民に駆除させる。同上</p> <p>▷ 西高瀬川改修流筏の件 府会で可決。修理改修後は北桑田郡山国附近から葛野郡壬生村に転住する者多く、西高瀬川の水運利用により材木商を営む。 府山林誌</p> <p>▷ 明19まで3カ年にわたり貴船外7カ所の官林植栽おこなわれ、面積125町歩・樹木75万本が植栽される。 府山林誌</p> <p>▷ 愛宕郡農談会開設。 府農会報</p> <p>▷ 聖護院カブラの栽培、洛東地区を中心に最盛期。 近郊蔬菜作の変遷</p> <p>▷ 愛宕郡岩倉村の藤木林種、愛宕郡茶業組合を組織（粗製濫造の弊害除去につとめ、自ら藤木式茶葉粗製機を発明して府茶業界に新機軸を画す）。 府議会歴代議員録</p> <p>▷ 下京区の児島定七ら、喫業社を設立して麦稭貢田の海外輸出を試みる。 府議会歴代議員録</p> <p>▷ 綴喜郡都々城村の狩野勝右衛門、東京学養舎より梨種長十郎ほか数種を移入し、以後府下において長十郎種が大勢を占める。 府誌 上</p> <p>▷ 与謝郡伊根村のイルカ漁、入道イルカ120頭を最後に以後皆無となる。 府漁業の歴史</p> <p>▷ 北桑田郡に府勧業場奨励蚕種の赤態種、はじめて飼育される（それまでは春態・文吾であった）。 北桑田郡誌 近代篇</p> <p>▷ 民林反別、山林85,755町1反、柴草山18,509町4反、山（丹波のみ）5,104町5反、原野38町2反。 府庁文書 明16-58</p> <p>この年ごろ ▷ 綴喜郡の叔種選種法に從来の唐箕撰・抜穂にかわって一部に寒水浸法がみられたが結果不良に終る（明24頃より塩水撰が普及）。</p> <p>▷ 宮津町の旧土族、群馬・秩父地方から教師を招き清涼育養蚕伝習所を開設（給桑除沙などの合理的飼育法を学ぶ）。</p> <p>▷ 何鹿郡位田村の村上弥左衛門ら、鹿鳴組と称す生糸問屋組合を組織（郡内生糸を買い集めて横浜・神戸へ出荷したが、製品不揃いのため信用を得ずして荷為替制度も利用できず）。 三丹蚕業郷土史</p> <p>(1) 4、5年前より製茶価格下落し、製茶人・茶商人ともに破産する者頗る多い。今日の製茶衰退の因は狡猾者による粗造濫製にある。これを防止するためには直輸出が第一の改良手段である。製茶直輸出事業は大なる事業にして官民の共同によらねばならないというもの。ただし彼によれば、近来各地での製茶共進会は「其名ノ何タルヲ問ハス時ニ於テハ実地ト或ハ矛盾スルコトナキニシモアラス。未タ充分製茶ヲ改良スルノ方法ヲ得タリトスルニ足ラス」と批判している。</p> <p>(2) 「第一条・共有山林（町村又ハ一部落ノ公有ニ係ルモノ）处在ノ町村ハ協議ノ上山林保護ニ必要ナル取締規約ヲ定メ當庁ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スヘシ。但各町村便宜聯合スルモ妨ケナシ。第二条・共有山林所在ノ町村ハ山林保護係（勧業委員アル町村ニハ之ヲ兼務セシムルヲ要ス）又ハ山林監守人ヲ撰定シ取締ヲ爲スヘシ。第3条・山林保護係又ハ監守人等ヲ撰定セバ必ス其人名及心得書ヲ當庁ヘ報告スヘシ。第四条・共有山林ヲ伐採セント欲スルトキハ着手以前必ス山林保護係又ハ監守人へ通知スヘシ。第十三条・共有山野ニ火入セント欲スルトキハ前以テ山林保護係又ハ監守人へ申出テ其承諾ヲ得テ火入ヲスヘシ」</p> <p>3・1 農商務省、第1回水産博覽会を上野で開催。</p> <p>3・3 茶業組合準則公布（不正茶の取締りを目的とし、組合の設立を強制し組合員の製茶・販売を検査し輸出を振興）。</p> <p>3・15 地租条例公布（地租に関する從來の条例・規則を廃止、地類・地目を定義しその変更を改定し、地価修正は地類・地目変更のとき限る。開墾の鍵下年期は15年となる。その後多少の変更を加え（地租率など）て、大正末年まで地租に関する基本法規となる。小作料は全額地主保有）。</p> <p>3・一 神奈川県大住・足柄両郡に借金返済をめぐり農民騒擾。</p> <p>4・24 水面埋築地に属する開墾の取扱いにつき大蔵省達を公布。</p> <p>4・24 大日本農会、農商務省三田育種場事業を受託し事業を行なう（明19・7廃止）。</p> <p>4・一 蚕病試験場を東京麹町区山下町に設置。</p> <p>5・7 区町村会法改正（区戸長・県令の権限強化され、戸長の公選をやめて官選とする）。</p> <p>5・13 群馬県の自由党員・農民ら、同県甘樂郡の生産会社・警察署等を襲撃（群馬事件）。</p> <p>5・一 滋賀県、農事規約例公布（農家小組合奨励の先駆）。</p> <p>9・23 自由党員の加波山暴動おこる。</p> <p>9・一 農務局、 「農政計画」樹立。</p> <p>10・11 宮城県柴田郡に借金党蜂起。</p> <p>10・31 埼玉県秩父郡の農民、自由党左派の指導を受け減税・徵兵反対等を要求して蜂起（軍隊出動して鎮圧、秩父事件）。</p> <p>11・1 奉公産諮詢会開催（畜産業拡大方針を検討）。</p> <p>11・29 農商務省、同業組合準則公布。</p> <p>12・16 地租に関する諸帳簿様式制定（土地台帳の制度を創設、戸長役場におく）。</p> <p>12・一 農商務省大書記官前田正名、『興業意見』全30巻を太政官に上呈。地方長官に配布。</p> <p>この年 ▷ 北海道新冠牧場1万3600町を皇室御料に編入。</p> <p>▷ 農商務省小笠原島産甘蔗を愛媛県等に配布。</p> <p>▷ 稲の二期作、高知県に再興。</p> <p>▷ 松方デフレ政策による不景気凶作で農民の生活者深刻。全国各地で負債返済を中心とする農民騒擾167件（明治期における農民騒擾のピーク）。</p>		

京 都 府	
1・9 府、明17・3の地租条例改正に基づく地租に関する諸帳簿様式のうち郡区役所、戸長役場の分を制定し達す。 ⁽¹⁾ 府庁文書 明18-5	5・1 府、明17・11共有山林保護例に準拠して規約を設くべきことを区戸長に厳達す。 府山林誌
2・13 府、有租地の地目は以後地券換の都度訂正することを達す。 府庁文書 明18-3、布達乙23号	5・1 下京高倉通錦小路に資本金5万円で青物問屋の計画すすむ(これまで問屋なく競販売)。 大阪日報 5・23、日出 5・23
3・10 府、森林通信手続および表式を郡区役所戸長役場に達す(これにより林業統計はじめて制度化される)。 布達乙33号、府庁文書 明18-5	6・10 南山城大山崎荘人民、琵琶湖疏水工事着手による水害を恐れ連署して疏水事務所に府下で初の水害予防救助対策を要望。 日出 6・13
3・1 府、社寺境内木竹伐採心得を布達。 府山林誌	6・10 宇治郡の私立農談会総会、農家四季作植物の利害・種種植付の利害を検討。 日出 6・6
3・1 久世郡小倉大池の内横嶋は積木知事のころから養魚場で捕漁を禁じていたが、地元民、北垣知事に解禁を出願。 大阪日報 3・28	6・18 府、欧州に発生のブドウ害虫フイロキセラの蔓延予防について諭達。 府庁文書 明18-5
4・上 天田郡野条村・北桑田郡鶴ヶ岡村ほか4カ村等、大雨により山崩れおこす。 日出 4・23、29	6・20 久世郡市田村巨椋池の堤防字觀世、およそ60間にわたり決壊。 日出 7・2
4・上 葛野郡上桂村の八木總兵衛、私立農学校の設立を郡役所へ出願。 日出 4・12	6・23 府、郡区役所・戸長役場に土地台帳及び既製絵図面と実地との照合にあたっての取調順序を布達。 ⁽²⁾ 府庁文書 明18-5
4・11 種牡牛馬取締規則制定(種牡牛馬の年令、交尾時期などを定める)。 布達甲49号	6・24 京都百姓会、東寺にて発会式の計画中(会員79名)。 日出 6・21
4・13 同業組合準則制定。 布達甲50号	6・29 府、大雨による苗代・稻苗の被害続出にあたり苗および藍の早作法を告諭。 府庁文書 明18-5
4・22 綾喜郡普賢寺村の伊東熊夫ら、製茶の再製と直輸出を目的に山城製茶輸出公社設立(辻利右衛門ら大株主となり茶商人が有力であった。この年輸出高16万6,170ポンド。明25解散)。 府茶業史	6・1 葛野郡天竜寺村の森川植松、梅津村近傍の柳の瀬水面に水産物試験地を設置(桂川筋の漁師は毎年漁師会を組織し漁場及び同業私則を談じていたが、今回森川植松は同会を盛んにし水産事業を振興したもの)。 日出 6・23
4・下 愛宕郡原地新田村の寺田頼之進、府に共同炭商社の設立を出願。 日出 4・24	6・1 乙訓郡大山崎荘の原田重五郎、明17私立農進会の設立につづきこれを私立農進学校とする。 日出 6・26
4・下 京都市中の米商の廃業多い(市中の米商は明17に400戸余増えてこの年春まで1,100余軒となつたが、この頃新旧の米商が続々廃業という)。 日出 4・29	6・1 京都市中の藍玉相場。 ⁽³⁾ 日出 6・10
4・1 府より出品の繭・生糸、東京上野の全国五品共進会で酷評を受く。 府誌 上	7・1 山城地方水害。 府風水害記録史
5・4 府、農商務省第12号小作慣行調査を6・10まで行なうことを戸長役場に命ず。 布達乙67号、府庁文書 明18-5	7・9 府郡部常置委員臨時会、水害による堤防決壊箇所20カ所の修築費12,710円余を議決。 日出 7・11
5・6 府、18年度郡部地方税中地租割および戸数割賦課徵収法については通常郡部会の決議によることを布達。 日出 5・10、布達78号	7・1 上葛野郡嵯峨村の材木問屋、水害により材木多数を流失し木材価格2割方の値上げとなる。 日出 7・14
5・8 府茶業取締所、勧業場内から伏見丹波橋へ移転し業務を開始。 日出 5・8、大阪日報 2・21	7・1 丹波・丹後地方の桑および柿は4月上旬の降霜に加えて、6月以降の水害により壊滅的被害をこうむる。 日出 7・16
5・下 大和・河内・伊賀から相楽郡和束郷への製茶出稼人ら、3・10以後収穫皆無の凶作にあたり乞食同様にして帰村する者多数。 日出 5・31	8・上 京都市中の料理飲食店・海川魚鳥の仲買および小売商、海川魚鳥組合を設立。 日出 8・8
5・1 何鹿郡綾部・中筋・佐賀・以久田・吉美5町村連合の何鹿中部森林組合設立。吉美村誌	8・15 府勧業課、第1回養蚕製糸集談会を福知山町淳明校で開催。 ⁽⁴⁾ 三丹蚕業郷土史

参 考	日 本
(1) 郡区役所に関する分・地券台帳、地租台帳地券証印税帳、戸長役場に関する分・土地台帳、土地所有者名寄帳、地租延納年賦金台帳、反別地価帳、地図、野取帳。	1・19 大日本農会、農商務省農務局よりイネ種品目調査を委嘱される。
(2) 第一条・地押調査は町村ごとに選出された地主総代が行なう。第二条・既製絵図面と実地の相違あるときは、各地主は取調に先立って地主総代に報告すること。第六条・地押調査は毎年行なうこと。第七条・実地と帳簿図面の相違が判明したときは10日以内に開申すること、第八条・段別大量は地租改正時のそれと実地とが極端に相違するもの以外これを行なわない。	1・1 借金党・小作党などの暴動、山梨・静岡に拡大。
(3) 阿波藍玉(21貫600匁)・上等59円50銭、中等28円50銭、下等12円。山城藍玉(24貫)・上等31円、中等18円50銭、下等8円50銭。なお上京区下京区内に紺染を営業するもの104戸で、男225人、女18人の染工。	1・1 種牛馬検査規則公布。
(4) 本年4月全国五品共進会で府出品の繭・生糸が酷評を受けたを契機に府下蚕糸業改良の機運が促進された。養蚕・製糸の技術全般のほかとくに蚕業取締規則の制定・蚕糸業組合規則の発布を知事に建議。	2・18 大蔵省、各町村に全国地押調査に関する訓令を発し、明21までに地押調査を行なう(公簿組織確定の前提としての帳簿と実地との照合である。この結果地価3,667万円・地租91万余円増加)。
(5) これより先、明17・6・5山林局より農商務卿へ該未定官林を魚付禁伐林へ編入を伺。明19・4・24所有者惣代荒砂伊兵衛ら府知事へ境界確定の指示を伺。次いで明20・9に京都大林区署掛官の出張実査により境界を確定し村民承諾。明21・9・13村民、該山官民林の交換確定を京都大林区署に願。明21・10・15京都大林区署、官民林交換の聽許につき農商務大臣へ伺。明21・11・15農商務大臣井上馨、官民林交換を認可(指令第81号)。これにより該山禁伐官林中反別13町歩を民林へ、民有林中14町7反8畝27歩を官林へ編入となる。明22・7・8府、官民林交換の委細不承知のため京都大林区署へ照会。以後明24・3に至るまで府と大林区署間に事件の委細をめぐる伺応答があり明25・1に至り事件落着。府山林掛有吉三七の復命書・「丹後国与謝郡小田宿野村字無双山ニ立越官民林交換ノ儀ヲ説諭セシニ、同林ハ從来栗田郷拾三ヶ村ノ共有ニシテ近來迄人民所有シ擅ニ柴草刈取ヲ為セシニ維新後旧豊岡県管轄中十三ヶ村障壁ノ末本省伺ノ上大木森立ノ個所ハ民有ニ下付セラレタルヲ以テ、別紙甲印実測図ノ如き犬牙錯雜シ容易ニ其境界ヲ知ル能ハサルヲ以テ乙印見取図ノ如ク東北ノ方ハ峯通境谷限リニ一切之レヲ官林トナシ保護シテ魚付林トシ、南ノ方ヲ民山トナストキハ官民林境界モ判明シ六百有余本ノ境界杭ヲ減少シ漸ク五本ノ標杭ヲ建設シ充分保護スルニ足ルヘクト信認セリ、	2・20 農商務省に水産局設置農務局内の水産課独立)。
	2・1 オランダ人土木技師ムルデル、利根川運河の設計を行なう(明21・4着工、同23完成)。
	4・1 繭・糸・織物・陶漆器共進会を東京上野で開催(～6・20)。
	4・6 農商務省、各府県に小作慣行調査を命じる。
	4・1 那須疎水に国費10万円支弁の認定あり内務省土木局の直轄工事として着工(9月完成)。
	5・1 駒場農学校卒業生を海外に留学させることとなり、玉利喜造選出され派遣される。
	5・1 農務局、大日本農会に対して植物病理試験事業を委託。
	5・1 農相、全国各農区に勤儉貯蓄を諭告。
	5・1 大井憲太郎等、政府組織の変更を計画(11・23捕縛、いわゆる大阪事件)。
	6・5 鳥取県立倉吉農学校開校。
	6・1 下総種畜場を宮内省に移管。
	7・1 駒場農学校、農学士の称号制定。
	7・1 東京府の宮本孝之助、足踏みによって回転する胴部に小型のセンバ扱きをつけた回転イネ扱き器を考案して特許を出願。
	8・6 農事巡回教師制度創設(農務局員を教師とする甲部と、地方長官に所属し蚕糸・製茶の両業につき府県を指定して地方老農に担当させる乙部とから成る。沢野淳・酒勾常明・船津伝次兵衛を甲部教師に任命、明26・7廃止)。
	8・15 土地に賦課する区町村費を地租の1/7に制限。
	8・1 獣医免許規則公布(太政官28号布告)。
	9・24 違警罪即決例制定。
	10・1 東京大学校と東京職工学校の工芸化学教師ドイツ人ゴットフリート・ワグネル、3カ年の約で農商務省分析課に勤務。
	11・2 蚕糸業組合準則制定(これに準拠して府県規則を制定させる)。
	12・1 田圃害虫予防規則公布。

京 都 府	
8・19 府、近年丹後縮緬の価格下落につき与謝・竹野・中3郡営業者へ品質改良を諭す。 日出 8・20	▷ 何鹿郡茶業組合設立。 府茶業史 ▷ 府牧畜場、農商務省から洋種良牛牝牡2頭を借用 (この年飼育牛数150頭・搾乳高385石)。 府勸業統計 明19
8・28 府山林掛五等属有吉三七、与謝郡小田宿野村字無双山(現宮津市)の官民林境界を仮設定し魚付林設置を企図。この日村民を説諭して承諾させる ⁽⁵⁾ 。 大阪大林区署各地往復絵	▷ 府、愛宕郡で農談会を開き、米麦作改良の方法を談話。 同上 ▷ 伏見倉庫会社、米商会所の定期売買玄米の保管を引受ける (この年入庫米24,207石、出庫米31,613石)。 同上 ▷ 麦の生産減少 ⁽⁶⁾ 。 日出 4・17 ▷ 淀土族による淀開墾社の事業は水害により不振。 府勸業統計 明19
8・1 府勸業課、水害後の畑作のうちナスの枝葉凋衰を大血と称し、これにはアラメの煮汁等をそぞうよう達す。 日出 8・23	▷ 府、加佐郡の桑・葛野郡の藍作に害虫発生のためその駆除法を指示。 同上 ▷ 水害に罹り地租補助貸与を受ける者合計2,460人、この金額11,575円17銭3厘に達す。 同上 ▷ 府、ブドウ苗を各郡に分配し栽植させる(府による果樹栽培試験の初め)。 同上 ▷ 山城綿の商品価値高騰 ⁽⁷⁾ 。 大蔵省記録局貿易備考
8・14 府御用掛今西直次郎、蚕病予防研究のため東上。 同上	▷ 綾喜郡草内村の上村楨太郎、多賀村から薄荷の種茎を移植し栽培に着手 (年々壳価の高低はなはだしいため、明36古川文鹿ら製油製脳にのりだし、富野庄村・草内村などで栽培さかんとなる)。 府農会報 155
9・22 農商務省獸医学卒業の井上徳太郎、府牧畜場に獸畜病治療所を仮設し治療診察にあたる。 日出 9・22	▷ 紀伊郡東九条村・竹田村に稻の萎縮病発生 ⁽⁸⁾ (不成熟稻と称されたが、我国の稻萎縮病済源という)。 府農会報 6 ▷ 貴船ほか7官林に植栽 (明25 138町歩の造林完了)。 府山林誌
9・1 農商務省、本府に兵庫山林事務所の県下官林境界調査を通知。 府序文書 明16-58	▷ 府、愛宕郡上加茂村民有地を借り入れ樹苗圃を設置。 府勸業統計 明19 ▷ 府栽培試験所、官林の新植苗木の必要から事業方針を変更これまでの蔬菜の栽培試験を廃し、以後専らスギ・ヒノキ等の苗木を栽培。 同上
11・19 蚕糸業組合準則制定。 布達甲170号	▷ 竹野郡間人村の中江清四郎、落網研究のため穩岐へ渡る。 府漁業の歴史
11・中 船井郡瓜生野村に勤勉貯蓄組合設立。 日出 11・19	▷ 熊野郡長伏木熊吉、舞鶴湾の小エビを久美浜湾に移植 (以後、郡長エビの名で養殖される)。 同上
12・7 製茶品評集談会を紀伊郡堀内村海宝寺で開催 (~12・11)。 日出 12・4	▷ 竹野郡浜詰村、鳥取県岩見郡浦富の漁師から飛魚旋網を習い6統設置。また兵庫県竹野の漁師からフグ落網を習う。 同上
12・14 府、4月甲第50号同業組合準則は重要な物産の改良繁殖にかかる農工商業の組合に限り適用することを布達。 日出 12・16	▷ 府、船灯監査規則発布。 府勸業統計 明19 ▷ 天田郡漁業組合設立 (府下の初め)。 同上
この年	
▷ 中郡峰山の士族、丹後縮緬業を計画し府に資金4,800円の拝借を出願するが、2,400円の貸下げを受けるのみで峰山共同社の開業に至らず。 府勸業統計 明19	
▷ 何鹿郡綾部の士族、資金1,900円を拝借して綾部製糸会社設立 (土地の運輸条件に不便などと事業経験不足により当初から不振)。 同上	
▷ 福知山共同社の蚕糸業、糸価下落不景気により採算合わず専ら桑園拡充に尽力。 同上	
▷ 北桑田郡鶴ヶ岡の内牧春次郎、座操製糸を開始 (郡内北部で初めて)。 同上	
▷ 府、真名井純一を養蚕巡回教師とする。 同上	

参 考	日 本
<p>右魚付林ノ儀ハ旧藩政中已來若狭越前丹後但馬等ノ共有漁場ニ付魚付林ヲ繁茂セシムルハ漁業者ヲ保護スルニ現今重要ノ儀ト相考百方遂説諭候處、漸ク去ル廿八日承諾丙印請書差出候ニ付仮標塗ヲ建設セシメ其境界ヲ刈除置候ニ付追テ掛員ヲ実測セシメ其増減ヲ明記シ主務省へ上申セシムル見込ニ有之候」 (6) 麦の需要増大に対して、地主は肥料・労賃等の上昇により裏作としての麦作に力を入れないことによるといふ。 (7) 綾喜郡などに産出の山城綿は「品位中の上にして軟靭なり、繰縫の量は370目より410目に至る、繰縫に製して諸県に販売す、綿質は『阪上』に類すればも光沢彈力稍ヤ劣レリ、細工綿にして打上の量減少す、故に価格一等を譲る」ものと評価され、品質も比較的すぐれて商品化も相当おこなわれていたとみられる。 これに対して丹波綿は「纖維長く彈力較ヤ強シト雖モ、光沢悪ク、繰縫の量少し、蓋し年久しく種子を交換せざるに因るなるへし、価格『阪上』に二等を譲る」と評価された。 (8) 明19・20には上鳥羽・吉祥院・深草村など郡全般にまん延し農民大いに憂慮し、狂氣者を出すほど。明20・8 吉祥院村興農会本部で被害地農家の大会を開いて論議、この時、福岡県の老農林遠里出席したが当を得ないため、遠里は再び当地へは来ぬと答え憤然として去り、以来遠里は上洛せず、地元農家は翁の老農としてその不甲斐なることに驚くばかりであったという。明21興農会の上申するところにより府属有吉・丹羽が実地視察。明22・7 興農会および葛野郡農談会の申立により府尋常師範農学科教員川目咬が出現したりしたが救済には至らず。明23・8 府下連合農談会開催し、萎縮稻の発生原因を協議し農商務省から横井・古在農学士ら出席し実地視察。</p>	<p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 宮内省に御料局をおき、優良官林の御料林編入・御料林の管理にあたる。 ▷ 滋賀県、稻萎縮病予防法を公示。 ▷ 長崎県、改良稻作明農法を奨励。 ▷ 旧長府藩主毛利元敏、栃木県営牧場1,525町を継承(明21から大農式直営を開始)。 ▷ 札幌農学校、輸入バレイショ中からアーリーローズを選んで普及をはかる。 ▷ 大日本農会福岡支部、第1回競輿会を開催。 ▷ 静岡県庵原郡飯田村、蒸気機関による渦巻ポンプ揚水機場を設置。 ▷ 因伯勸業会創立(鳥取県農会の前身)。 ▷ 山口県米選良穀改良組合創立(明20下関・三田尻その他要津で県外輸出検査)。 ▷ 大阪府泉南郡佐野町に地主同盟会設立。 ▷ 播州加古郡印南新村のブドウ園で4.5坪のガラス室でのブドウ栽培開始。 ▷ 前年の凶作のうえ租税加重で各地の農家は窮乏(各府県、備荒貯蓄の郷倉建設を勧奨)。 ▷ 水産局、猪苗代湖にサケ・マスの稚魚を放流。

京	都	府
1・上 府勧業課、明10勧農局多田元吉がイン ドから持ち帰った英人マックミーキン発明の製茶 焙炉を試用することを決定。 日出 1・9	5・24 田園害虫予防規則制定、違反者には違 警罪適用。9・17害虫駆除予防法を達す。 甲79号	
1・23 官有地拝借願書式改正を布達。 甲12号	5・28 漁業組合準則制定、準則に基づき旧慣 をあわせて組合規約を結び、認可を受けるよう達 す。 甲81号、日出 6・5	
1・下 府勧業課農務・山林両掛、種苗運送注 意法を編纂。 日出 2・2	5・一 郡長による官林枯倒障害木竹処分およ び森林収入金取扱は京都大林区署管轄となる。 府誌 上、府山林誌	
1・一 府蚕糸業取締所創立会を福知山町常照 寺で開催(府蚕糸業取締所規約・経費予算・各郡 蚕糸業組合規約標準を議決、2・2設立認可)。 三丹蚕業郷土史、府勧業統計 明19	6・9 煙草作付地反別および収穫高の申告を 布告。 甲93号	
2・一 府、共有山林保護規約模範を修正。 府山林誌	6・一 下京区の古川為三郎等、京都製茶会社 を創設(茶の再製輸出目的)。府議会歴代議員録	
3・8 府下の官林、すべて農商務省直轄とな り、農商務省京都山林事務所を上京区17組仕丁町 に開設。 同上	7・2 農商務省京都大林区署を下京区林下町 智恩院境内先求院に開設。 示147号	
3・20 中郡三坂村、府に維新前の拝借金返済 につき歎願 ⁽¹⁾ (6・2聞届けられる)。三重郷土志 3・22 乙訓郡物集女村の中山新蔵、村中の貧 民60余戸に玄米3斗ずつ施与。 日出 3・26	7・一 府勧業課農務掛、丹波・丹後の養蚕業 改善を目的に従来の殺蛹乾燥法にかわり生蚕蒸燥 殺良器を導入。 日出 7・16	
3・27 葛野郡西七条村の有志、村内貧民へ大 人5合・小人2合5勺ずつ計10石のカユを施与。 日出 3・27	7・一 愛宕郡白川村と浄土寺村等間の水論解 決(明16からもつれ、京都始審裁判所から大阪控 訴裁判所を経て明19春以来大審院で係争中のとこ ろ和解)。 日出 7・17	
3・31 官林接続地伐木及官林接続最寄地火入 伺を布達。 甲5号、府序文書 明16-58	8・13 府、社寺境内官有地貸下料を社殿堂宇 の修繕・苗木植付等の費用に限り下渡すにつき収 支明細書を届出すべきことを達す。 布令書 明19	
3・一 葛野郡上嵯峨村の小松喜平治ら、郡役 所に清滝川金ヶ瀬より上嵯峨村觀光寺までの用水 路開さく目論見書を提出(大堰川筋用水関係の各 村民は反対)。 府序文書 明19-25	8・一 府下の農工商從事者は41万183人で、 うち農業は27万2,309人、農業從事者が増加。 日出 8・27	
4・1 北桑田郡蚕糸同業組合設立。 北桑田郡誌	9・22 府獸医講習所を黒谷金戒光明寺内善教 院に開設。 ⁽²⁾ 日出 9・23、府勧業統計 明21	
4・22 農商務省、本府に官林の利害事件は郡 区戸長をして京都山林事務所に報告させることを 達す。 林131号、府序文書 明16-58	9・一 中郡、農工商奨励のため郡内を5農区 に分け勧業委員6名を設置(任期3年)。 日出 9・3	
4・一 熊野郡蚕糸同業組合設立(2月規約制 定)。 熊野郡誌	9・一 久世郡大池漁業組合設置。毎年鯉10万 尾放流。 日出 9・29、府勧業統計 明19	
4・一 三条東洞院の商報会社出版部、『蚕糸 改良新説』(マイヨー著・今西直次郎訳を出版)。 日出 5・4	9・一 巨椋池沿いの葭島開拓の碑建設計画す すむ。 日出 9・17	
4・一 大日本農会京都支会解散。 大日本農会報告	10・11 内務省、淀川流域直轄砂防工事につき 竣成地の立木伐採・土石掘取・採草放牧などの禁 止を本府に訓令。11・4府、淀川流域内諸山にお いて禁止事項を達す。 府令42号	
5・3 河川漁業取締規則公布(対象河川は大 堰川・宇治川・由良川等。アユの漁獲禁止は3・ 1~5・31。その他毒を流してサケ・マスの稚魚 を捕ることを禁止。違反者には違警罪適用)。 甲56号	10・一 加佐郡吉原に魚仲買を業務とする魚商 組合設立(役員はさきの共立魚会社と同一人が多 く、設立後すぐに両会社の紛争おこり、ともに事 業困難となる)。 府漁業の歴史	
5・10 官林保護につき布達。 乙86号	11・一 南桑田郡余部村の垂水新太郎ら、農事 に関する世話懇親会を設立。 日出 明20・3・4	
5・12 コレラ流行のため京都市周辺部でタコ ・イカ等の販売を禁止。 甲62号	12・24 威銃免許取扱手続を定める。 甲46号	
	12・一 林達里、入洛して農談会開催。 ⁽³⁾ 府勧業統計 明19	

参 考	日 本
(1) 維新前代官所へ納付の三分銀の滞納は拝借金 により充当してきたが、廢藩置県により久美浜県 からの公借金となり、その後京都府の公借金とな ったがこの年返済困窮に陥り府へ歎願。「一金百 六拾八円也、明治十年ヨリ四十三ヶ年賦。内金參 拾壹円貳拾伍錢六厘、明治十年ヨリ同十七年迄デ 返納済。差引金百參拾六円七拾四錢四厘、未返納 拝借金。右拝借金満期迄デ返納可仕筈ノ処、本村 儀近來打続キ困難ニ迫り、是レ素ヨリ郡中一ノ未 等ニシテ殊ニ耕地反別山野不足、村中地価僅カニ 六千七百余円ノ内半額余モ他村ニ売地ニ相成リ 残リ地価一人前ニ付二十五・六円ノ平均ニ相成、 村中一同稼方モ無之終ニ亡村ノ姿ト相成居候。何 共恐縮仕候へ共前頭ノ金額本年十一月ヨリ向三ヶ 年間金九拾錢宛返納ノ義願度。最モ明治二十二年 ヨリハ先年願済ノ金額満期迄デ村中勤勉節儉申シ 合セ聊無遲滯上納可仕候。何卒特別之御仁恵ヲ以 テ願意御許容被下度ク村中一同トシテ小前悠代連 署ヲ以テ此段奉歎願候。以上」	1・一 上山英一郎、除虫菊種子をアメリカから 和歌山県へ伝植。
(2) 明19講習所規則を定め生徒募集、同20技摘生 8名受講、同20・2閉場。	2・14 大日本農会、競輪会を三田育種場で開催。
(3) 府は福岡県老農 林達里を招き、米麦作改良に つき与謝・船井両郡、京都商工会議所で巡回講話 させる。林式稻作改良農法が説かれ、これを機に 洋式農法が反省され老農式農法が一般に普及する、 また米作改良試験田が府下一円に設けられて農事 の改良がはかられる。	3・一 農商務大臣谷干城以下7名、歐米農業 視察におもむく。
	4・16 駒場農学校・東京山林学校・大小林区 署の官制公布。
	4・一 播州葡萄園・神戸オリーブ園を前田正 名に委託(明21同人に払下げ)。
	5・6 漁業組合準則公布。
	6・1 蚕糸業組合中央部を東京府京橋区南鍋 町1ノ6に設置、地方の蚕糸業組合を統轄(実権 は主として改良座操の本場である上州系製糸家が にぎっていた)。
	6・29 北海道土地払下規則公布。
	7・22 駒場農学校・東京山林学校を廃し、東 京農林学校をおき東京農林学校官制を制定。
	8・11 地券印税則・地券下付書換規程・土 地売買譲渡規則などを廃止して登記法を公布。
	8・11 蚕種検査規則公布(府県または蚕糸業 組合は蚕種検査所を設け、蚕卵の顕微鏡検査をす る。原種5%以上・製糸用種15%以上の病ある ものは不合格と決定)。
	8・一 外相井上馨・内相山縣有朋・M・フェス カラ北海道各地を調査。
	9・15 獣類伝染病予防規則を公布。
	9・一 外相井上馨、北海道視察の見聞に基づ き洋式農法による農業の合理化を説く。
	9・一 農商務省、米麦作模範委託試験を東京 府下6郡の要地で開始(国立農事試験場の測叢)。
	10・24 蚕病試験場を西ヶ原に移す(明20蚕業 試験場と改称し生徒の教育を行なう)。
	12・一 東京深川に廻米問屋市場設立。 この年
	▷ 牛馬貸与規則公布(牛馬貸与を制度化し、 官園・試験場・牧牛場・種畜場の飼育牛馬を貸与 し種牡牛は3カ年、牝牛は1・2産のうち1頭を返納 すれば母牛を無償交付する)。
	▷ 札幌農学校、乳牛エアシャー種を輸入(明 22ホルスタイン種をアメリカから輸入)。
	▷ 旧大垣藩主戸田氏共、882町の官有地の払 下げを受け牧場経営を行なう。
	▷ 蜂須賀茂韶・渋沢栄一ら、東京人造肥料会 社設立(資本金25万円。明21大日本人造肥料会社 となる)。
	▷ 乳牛共進会を東京で開催。
	▷ 山口県種畜育成所創立(県種畜場の前身)。

京	都	府
この年		
▷ 熊野郡久美浜町の米田徳松ら、永徳講組織（勤儉貯蓄および一般資金の融通を行なう）。		の年輸出高、本・分社計23万6,813斤。府勸業統計 明19
府産業組合史		府勸業統計 明19
▷ 下京区27組建仁寺町の石井岩吉、鵠卵の人工孵卵器を考案。 日出 8・26	▷ 紅茶伝習所を船井郡高原村に設立。 船井郡誌	
▷ 中郡河辺村の滝野平兵衛ら、河辺農事改良会を組織（丹後地方の町村規模農会のはじめ）。 府議会歴代議員録	▷ 府山林掛、現下の林野行政事項を総括。 ⁽⁵⁾ 府庁文書 明16-58	
▷ 府、種牡牛馬取締規則により管内巡回検査をし、合格牛所有者24名へ鑑札を付与。 府勸業統計 明19	▷ 久世郡漁業組合設立。 府漁業の歴史	
▷ 府、洋種デボン種牝牛産犢を乳用のため貸与。 同上	▷ 熊野郡久美浜の綿井徳三郎、浮延縄を考案してスズキを漁獲しはじめる（これより先、本村では5、6人の漁業者共同により延縄をつかいクロダイ・ウナギなどを獲り、次いで手操網によるエビ・エノハ漁がみられ、明10ごろには冬期にコノシロ刺網漁が普及した）。 府漁業の歴史	
▷ 府御用掛砂川清瀬、はじめて獸医免状を下付され獸医講習所で生徒を養成。 府誌 上		
▷ 府、丹後各郡にミカン苗を分配試植する。 府勸業統計 明19		
▷ 蚕種検査規則取扱手続を定める。 同上		
▷ 蚕糸業取締所、農商務省蚕病検査伝習所へ生徒を派遣し蚕病検査方法を伝習させる（ついでこれを教師として取締所内に蚕病検査伝習所を開設し、各組合から伝習生を募り蚕種検査役を養成）。 府勸業統計 明19、三丹蚕業郷土史		
▷ 熊野・加佐両郡、組合経費により養蚕伝習所を郡内に設置。 府勸業統計 明19		
▷ 府、この春蚕糸業奨励のため巡回教師を各地に派遣し品評会を開催。 同上		
▷ 何鹿郡中上林村の福井伝兵衛、何鹿郡最初の器械製糸「遊里伝製糸」を創始。 中上林村誌		
▷ 何鹿郡蚕糸業組合設立 ⁽⁴⁾ （組合規約の認可は3・2）。 何鹿郡蚕糸業史		
▷ 丹後縮緬業者は組合規約を結ぶ（1月上旬認可申請）。 府著名物産調、日出 1・8		
▷ 府、桑樹の改良増殖を両丹地方の緊要事業として組合規約に明記せしめ改良増殖をはかる。 府勸業統計 明19		
▷ 府、茶業奨励のため現下の製茶価格騰貴および現品払底にあたり不良茶を製さぬように茶業組合取締所へ達す。 同上		
▷ 府、製茶品評会を久世郡広野村で開催。 同上		
▷ 府、山城各郡連合製茶品評会を久世郡宇治で開催。 同上		
▷ 府、製茶試験所を伏見の山城製茶会社内に設置。 同上		
▷ 山城製茶会社、下京区21組山崎町に分社を設置し専ら京都茶商人の持込茶を再製し輸出（こ		

参 考	日 本																				
(4) 当時、郡内二大製糸家であった梅原和助と波多野鶴吉の主唱のもとに、養蚕・蚕種・製糸の関係者3千余名を組合員とし、培桑養蚕から製糸販売にいたるまでの全過程を統制、この組合は、製糸マニュファクチャ相互の過当競争を排除するとともに製糸マニュファクチャ発展のために必要な農村の基盤を開拓するためのものであった。即ち、製品の統一と共同販売、養蚕業を製糸業マニュ資本の必要な方向に教導し、同業者間の女工争奪を防ぐとともに、製糸・養蚕の見習生教育を拡大強化する。この組合10か年の成果は、やがて郡は製糸会社という一つの製糸資本にまとめあげられる。全国的な上からの強制的な組織の末端に位置づけられる地方蚕糸業組合の一つであるが、とくに蚕糸業に関する産業ブルジョワジーの利益の擁護を表わしている（綾部史談・特集号参照）。	▷ 北海道移民激増。 ▷ 広島地方大旱魃。 ▷ 長野県蚕糸業組合取締所設置。 ▷ 明10ころ選種された水稻の「器良能」が「神力」と改名され、岩村善六の紹介などで急速に普及はじめる。 ▷ 学農社の農学校廃止。 ▷ 駒井徳太郎・関根太左衛門、枠摺り用土臼の回転軸の改良で専売特許をとる。 ▷ 駒場農学校教授与倉東隆、アメリカからパストゥールの炭疽病予防接種液をもちかえりヤンソンと共同研究、予防接種試験に成功。 ▷ 農商務技師高峰謙吉、アメリカ カロライナ州チャーレストンの燐鉱をもちかえり、大阪の硫酸会社（大阪アルカリ会社の前身）で過磷酸を製造し四国の藍作に試用。 ▷ 岡山県御津郡野谷村の山内善男、ブドウの温室栽培を開始。 ▷ 豊作で米価下落。過量米や共有の備荒貯米を売り公債に代えるもの続出。 ⁽⁶⁾ ▷ 千葉県浦安村地先でノリ養殖を開始（好評を博し大森産と拮抗するに至る）。																				
この頃の両丹地方の製糸業状態は、概して手操製であり、舞鶴近傍の村々で生糸は概ね丹後縮緬の横糸に供するすこぶる粗大なものであった。即ち、手縫製糸が当時はなお支配的であった（明治前期財政経済史料集成 19）。																					
府下全製糸場の器械製糸・座操手挽製糸・毎戸製糸の割合。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>製 糸 場</th> <th>釜 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器械 製糸 場</td> <td>62 (0.7)</td> <td>548 (3.8)</td> </tr> <tr> <td>座操・手挽製糸場</td> <td>339 (3.7)</td> <td>2,463 (17.0)</td> </tr> <tr> <td>毎 戸 製 糸*</td> <td>8,616 (95.5)</td> <td>11,446 (79.2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,017(100.0)</td> <td>14,457(100.0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	製 糸 場	釜 数	器械 製糸 場	62 (0.7)	548 (3.8)	座操・手挽製糸場	339 (3.7)	2,463 (17.0)	毎 戸 製 糸*	8,616 (95.5)	11,446 (79.2)	計	9,017(100.0)	14,457(100.0)						
区 分	製 糸 場	釜 数																			
器械 製糸 場	62 (0.7)	548 (3.8)																			
座操・手挽製糸場	339 (3.7)	2,463 (17.0)																			
毎 戸 製 糸*	8,616 (95.5)	11,446 (79.2)																			
計	9,017(100.0)	14,457(100.0)																			
*毎戸製糸とは戸毎に生産したマユを戸毎で製糸するもの、（府蚕糸業組合五十年史 P51）。																					
(5) 府下共有山林の保護、草山火入の際の延焼防止取締、官林界標および制札による境界線を明確にすること。反別些少の官藪の整理払下げ、苗圃新設。官林中における薪炭林の輪伐林の査定（以上いずれも山城から着手）、国土保安林を仕立ること（丹後地方から着手）。																					
(6) 玄米(1石)値段																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>明17</th> <th>明18</th> <th>明19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>円 錢 4.96</td> <td>円 錢 6.49</td> <td>円 錢 5.74</td> </tr> <tr> <td>京都市中</td> <td>6.30</td> <td>6.05</td> <td>5.50</td> </tr> <tr> <td>福 知 山</td> <td>4.56</td> <td>5.05</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>宮 津</td> <td>5.32</td> <td>5.22</td> <td>5.22</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	明17	明18	明19	全 国	円 錢 4.96	円 錢 6.49	円 錢 5.74	京都市中	6.30	6.05	5.50	福 知 山	4.56	5.05	4.65	宮 津	5.32	5.22	5.22	
区 分	明17	明18	明19																		
全 国	円 錢 4.96	円 錢 6.49	円 錢 5.74																		
京都市中	6.30	6.05	5.50																		
福 知 山	4.56	5.05	4.65																		
宮 津	5.32	5.22	5.22																		
全国：日本經濟統計総覧 京都：府勧業統計 明21																					

京 都 府
2・一 下京区の古川為三郎、牛種の改良を図るため牧畜場を開設。 府議会歴代議員録
3・1 府、水産保護のため鴨川・桂川・木津川・由良川等9大川に限り5・30までの3カ月間の捕魚を禁止。 日出 3・5
3・一 安田益太郎が中心となり紀伊郡吉祥院村に興農会を創立(品川弥三郎の勧めによる。試験地を附設し奥田穂の普及、種類の塩水選試験などが行なわれ農事試験場の先駆をなす。府農会の源流)。 府農会報 209、府農会史
3・一 興農会会頭石原礎次郎、農事の余暇に学業を修めるための勉学舎を設立。 日出 11・10
4・中 山城製茶会社分社は総会で独立を決定し、新たに京都製茶会社を創立。 日出 4・14、辻利右衛門翁
4・26 京都大林区署、宇治郡御陵村安祥寺山官林のうち松329本などを疏水線路外用地のため京都府に170円78銭6厘で特売することを農商務省に同(5・9認可)。 京都大林区署本省指令綴
4・29 官有地貸下および堤防使用につき心得方を布達。 布達69号
4・一 相楽郡加茂村の岡本耕一ら、修善社を設立(勤効貯蓄および肥料の購買・貸付けを行なう。府下における産業組合の先駆のひとつ)。 府産業組合史
4・一 蚕業取締所の山城派出所設置。養蚕習所を福知山に設立。 府誌 上
5・5 相楽郡原山村の多門看竜、同村鶴嶋山官林反別4反9畝11歩を同山開基神変大菩薩の修行場に復する目的で明24・12まで1カ年49銭4厘で貸下げを京都大林区署に出願。この日農商務省認可。 京都大林区署本省指令綴
5・10 与謝郡役所、平田村ほか7カ村の戸長地主惣代に地押調査を照会。伊根村日出区有文書
5・30 葛野郡西ノ京村字合田に共同屠牛場新築。 日出 6・2、25、28
5・一 府、魚族保護のため熊野郡松江湾の一部を禁漁場とする。 府令75号、熊野郡誌
6・8 愛宕郡南禪寺村の鈴木伊助、京都大林区署に同郡吉田村字神楽岡禁伐官林中反別20歩の貸下げと同官林のマツタケ払下げを出願。この日農商務省認可(反別20歩を休憩所にし明22・12まで1カ年96銭、マツタケ年約153貫800匁の払下げ料金15円38銭。なおこの年春に桜数百本を新植する)。 京都大林区署本省指令綴
6・15 海面漁業取締規則制定(7・1施行)。 府令131号
7・10 第一砂糖会社を下京区四条烏丸に開業(8月末人員整理)。 日出 7・17
7・上 葛野郡西ノ京村の共同屠牛場内に牛皮および臓腑化製場を設立。 日出 7・16
8・中 京都市中の牛乳需要増大(京都牧畜場は前年同期の1日の搾乳量1石3斗余から本年は2石4斗余となる。岡崎村の平安牧牛場は洋牛28頭を飼養・1日2斗6升余を配達するが、さらに規模拡大を企画)。 日出 8・14、30
8・一 京都園芸業組合を千本上長者町に開設。 府誌 上
9・上 府撫糸場長今西直次郎、フランス・イタリアの協会法を折衷した関西蚕糸協会の設立を企画。 日出 9・5
9・20 京都大林区署、農商務省に葛野郡下嵯峨村字柳島三等官林反別3町7反1畝歩の官林調査につき同(官林は葛野郡天竜寺村慈済院の土地でその墓地との境域不明確のため調査を行なったもの)。 京都大林区署本省指令綴
9・一 綾喜郡美豆村に浮田醤油(資)設立(資本金8万円)。 山城綾喜郡誌
9・一 京都家畜会社を寺町頭高徳寺に開設。 府勧業統計 明24
10・上 府、郡区役所へ農耕・牧畜・養蚕・製糸・工・商・運輸等の功労者を取調べることを達す。 日出 10・7
10・12 葛野郡養蚕(株)創業(天竜寺村82番、資本金5万円)。 日出 10・12
10・15 囬荒災害に対する勤勉貯蓄を告諭。 告諭8号、日出 10・20
10・一 両丹地方の蚕糸・縮緬とも好況。 日出 10・20
11・上 葛野郡西ノ京村共同屠牛場の伊藤鎮次郎ら、京都牧畜会社設立を計画。 日出 11・10、23
11・16 農商務省、上京区北野神社大門口禁伐官林反別3畝7歩を北野神社宮司田中尚房に貸下げを認可。 京都大林区署本省指令綴
11・中 愛宕農談会設立。 ⁽¹⁾ 日出 11・16
11・一 府下の渡辺慶太郎、英國から牝牡山羊5頭を購入し飼養。 ⁽²⁾ 府誌 上
12・10 区部漁業税廃止議案可決。 ⁽³⁾ 日出 12・13
12・10 京都大林区署福知山派出所開所(明26・4・20廃止)。 示114号
12・22 船井郡佐々江村の林康知、同村安樂寺で農事天狗会を開催(農事にかんする技術交換、物産繁殖の目的をもって会員50余名參集)。 日出 12・28
12・28 農商務省、加佐郡田井・成生両村(現

参 考	日 本
(1) 愛宕郡田中村で開催の農談会において同郡岩倉村の木野農談会の拡張を決め、これを愛宕農談会としたもの。経費の支出法は3/10を会員負担、7/10を連合村費から補助。	3・23 所得税法(勅令)公布(7・1施行)。年間300円以上の所得者に課税、法人には課税せず、300円以上に1%、1,000円以上1.5%、1万円以上2%、2万円以上2.5%、3万円以上3%の税率。小作料収入も課税の対象となり、必要経費は諸公費と小作料微収費とされる。
(2) 我国における山羊を乳用として飼養するはじめ。渡辺は下京区油小路七条に居住し鉄道局機関手の職で外人機関士の部下であった。日頃、外人自用の山羊の搾乳を手伝いその飼養には習熟していたが、この年職を辞して山羊の搾乳・販売を企図して、1頭平均25円で購入。しかし山羊乳の効用は世間に知られず需要皆無であったため、彼は山羊の写真数百枚を市中の理髪店・料理店等に掲げ、小児用の車を山羊にひかせて市中を廻り宣伝に努めた。	3・一 明13・5の太政官布告により特別地価修正を行なう(第2次地価修正)。地価の減額1,290万円、地租の減額32万余円(～9月まで)。
(3) 1/20漁場税を廃し、1漁場・1漁具ごとの鑑札制とし、鑑札1枚につき課税する。	4・11 土地分合等手続を制定。
	4・16 練木喜三、大日本農会第6回大集会において蚕の白瘧病試験成績について発表し、ついで『大日本農会会報』71号に発表。
	4・27 東京人造肥料会社設立(後の東日本人造肥料会社・日産化学工業(株)の前身)。
	4・一 煙草税則を改正し、脱税取締りを強化。
	8・一 宮崎県南那珂郡松永村の深水喜平、在来型回転除草機に改良を加えて特許出願(明22・5許可)。
	9・27 大蔵大臣松方正義、特別地価修正処分終了を報告。地租減額32万余円。
	11・6 東京農林学校、旧駒場農学校および札幌農学校卒業の在京者27名会して農学会を結成し、農学会規則を定め会員の募集を決定。事業は集談会の開催と会報の発行。
	12・25 保安条例公布(即時実施)。
	12・28 東京農林学校に水産科を設置。
	12・29 茶業組合規則公布。さきの茶業組合準則に比べると、規約違反者に対する処罰規定を付加。
	12・一 農商務省は小作条例草案を脱稿。地主の所有権の行使、すなわち小作料取立てを安定ならしめる方針をとるが、立案にとどまり不成立。
	12・一 大津元会所町堀江八三郎、川口の湖岸に蒸氣力応用の米搗機械を据付け。
	12・一 前橋繭市場会社設立(最初の繭市場といわれる)。
	この年
	▷ 大豊作。
	▷ 西ヶ原の東京山林学校跡に山林局試験場を設置。
	▷ 勝島仙之介ら中心となり、中央獣医会創立。
	▷ 三菱会社岩崎弥之助は新潟県に田地購入計画をたて、田巻三郎兵衛から562町購入したのをはじめとして、明27までに判明する分のみで1060町を購入、そのほか岡山県児島湾干拓地、千葉県下総牧場の一部、岩手県等に官有地の払下げを受ける。

京 都 府	
舞鶴市東大浦)官林反別2町3反3畝10歩などを魚付禁伐令に編入。 京都大林区署本省指令綱	水選となる。明39ころにも稀に抜穂がみられる。 府農会報 169
12・28 農商務省、葛野郡下嵯峨村柳島官林反別2畝歩を同村梅田為治郎に借地料1カ年50銭で明24・12まで耕作用に貸下げることを認可。 京都大林区署本省指令綱	▷ 船井郡の田中吾内・井上佐五兵衛ら、私立農会設置(農産品評会・種子交換会・農談会を開催。のちの船井郡農会のおこり)。府農会報 203
12・1 府、農商務省令により茶業組合取締所を茶業組合連合会議所と改称。 ⁽⁴⁾ 宇治誌、日本茶業史	▷ 竹野郡鳥取村各部落青年会設立(明40・2鳥取村青年会設立)。府農会報 201
この年	▷ 山城地方の水稻品種に「神力」が漸次普及。 府農会報 169
▷ 府蚕糸業取締所、各組合に府補助金20円ずつを交付して桑樹栽培試験場を設置させる。 三丹蚕業郷土史	▷ 明25にかけて甘藷の優良種「新薩摩」、大阪府北河内郡および讃岐地方から移入される。 府誌 上
▷ 何鹿郡養蚕伝習所開設(元綾部藩士族授産所の建物を借り、滋賀県の宮川長兵衛を招いて12名の生徒を養成)。何鹿郡蚕糸業史	▷ 神戸の商人、京都の紳 ^{さん} を外国に輸出し年々その数増加(江戸時代から京都は紳の飼育がさかん)。同上
▷ 何鹿郡中筋村延の羽室嘉右衛門、10人取り機械設置の羽室製糸場設立(明21綾部の高倉平兵衛との共同事業となる)。何鹿郡役所の蹟	▷ 聖護院ダイコンの栽培、聖護院・岡崎・吉田村などで最盛期(聖護院カブラの栽培は琵琶湖疏水の着工で洛東地区で衰退し、洛西の衣笠・大宮村などに移動。聖護院キウリの栽培立地も田中村・下鴨村などに移動)。近郊蔬菜作の変遷
▷ 北桑田郡弓削村の稻波益太郎、弓削製糸(株)設立(資本金2千円)。近傍の村から子女を集めて機械製糸を開始、この年の女工23名。明22解散)。北桑田郡誌 近代篇	▷ 与謝郡宮津町の漁師田中喜八郎、山陰各地を巡り、島根県塩浜村では3年間の滞在中大いに塩浜漁業を向上させ、同地の蛭子神として尊敬を受ける。 府漁業の歴史
▷ 嵐嶽木材(資)設立。 ⁽⁵⁾ 府誌 上、府山林誌	▷ 加佐郡西大浦村大丹生、イワシ地曳網「大網」2統を改良し、漁村として一時栄える。 府漁業の歴史
▷ 宇治郡南部・北部茶業組合設立。府茶業史	▷ 巨椋池のドブ貝、石貝を洋服ボタンに用いため大阪商人から注文(10貫目2円50銭に売れる)。日出 11・11
▷ 南桑田郡農蚕談話会設立(会長・石田真平郎、明24南桑田郡農会となる)。府農会報 204	
▷ 南桑田郡千歳村農会設立。同上	
▷ 天田郡菟原村、大身万灯山の石灰を肥料として使用。菟原村誌	
▷ 竹野郡浜詰村、大分県人姫野呈次郎からイカの改良釣を習い旧来の1本釣を改良。 府漁業の歴史	
この年ごろ	
▷ 府下の桑園は由良川沿岸一帯に限られていたが、以後改良桑園増加。府誌 上	▷ 府下の桑園は由良川沿岸一帯に限られていたが、以後改良桑園増加。府誌 上
▷ 熊野郡田村の西垣正左衛門、明治初年ころから養蚕清涼飼法・座操製糸法を郡内に普及させ桑園15町歩を開拓。同上	▷ 熊野郡田村の西垣正左衛門、明治初年ころから養蚕清涼飼法・座操製糸法を郡内に普及させ桑園15町歩を開拓。同上
▷ 輸出用の黒竹の栽培さかんとなる。府山林誌	▷ 輸出用の黒竹の栽培さかんとなる。府山林誌
▷ この年ごろまで大堰川筋の舟筏運輸業隆盛をきわめる(明32の嵐嶽・園部間の鉄道開通により漸次衰退)。船井郡誌	▷ この年ごろまで大堰川筋の舟筏運輸業隆盛をきわめる(明32の嵐嶽・園部間の鉄道開通により漸次衰退)。船井郡誌
▷ 紀伊郡伏見町の築山甚兵衛、湿地茶園の改良につとめる。府誌 下	▷ 紀伊郡伏見町の築山甚兵衛、湿地茶園の改良につとめる。府誌 下
▷ 愛宕郡の糸種選種法、従来の唐箕選に代り人尿による播種が普及(明30ころからほとんど塩	

参 考	日 本
(4) 茶業組合規則に準拠し、各組合の統轄機關とする。事業としては紀伊郡に茶園を開設し茶樹栽培にあたり、玉露および煎茶を製造、不製茶の取締り、機械使用技術者および職夫養成にあたる。明21・3事務所を上京区河原町二条に、明22に同柳馬場御池下ルに移転。	▷ 鹿島万兵衛、官営根室牧場6,120町の払下げを受け、直営(明23根室村に売却)。
(5) 嵐嶽木材預け所が合資会社となったもので主として北桑田郡の山林主・木材商による組織である。明39株式会社となる。	▷ 北海道道庁、農用輜馬ペルシュロンを馬格改良用として輸入。この年、真駒内種畜場は3匹のペルシュロン種馬を所有。
	▷ 鈴木浦八、静岡県富岡村加茂西において畦畔改良に着工。静岡式区画整理の端緒。
	▷ 区画整理・農道改良・排水による乾田化など土地改良の効果を説く論者多く、歐米の知識導入。
	▷ 富山県東礪波郡拡種社社員今井宗三郎は「高島種」より一変種を発見して「若宮」と命名。 ⁽⁶⁾
	▷ このころ熊本県飽託郡出水村では畜力利用の糞摺臼が用いられ、馬土臼とよばれた。
	▷ 白井光太郎、『植物学雑誌』にバレイショ疫病について報告。
	▷ 滋賀県で米質改良組合取締規則公布。
	▷ 兵庫県の多木久米次郎、骨粉を創製。